

## **(2) 船舶避難に係る実効性向上**

## 1 前回（第X+2回）会議までの調整状況

### （1）近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる船舶の更なる確保に向けた調整

ア 民間船、公船を問わず、あらゆる候補船の洗い出し。課題を改めて確認

イ 沖-宮間を航行できる船舶を当該区間で最大限活用するため、沖縄本島で乗り継ぐ経路も検討

### （2）船舶の役割及び現物確認を踏まえた、候補船の役割分担の整理

ア 現物確認（海上保安庁巡視船、県実習船、自衛隊PFI船）の結果等を踏まえ、候補船における搬送対象者を整理

イ 候補船を役割に応じて最大限活用するための方策案（車両甲板の活用等）の検討

### （3）使用する候補岸壁の洗い出し及び候補船の着岸可否などの整理

### （4）船舶に乗船するまでの避難誘導パターンの検討

### （5）ペット、家畜の船舶による搬送について現状と課題を踏まえた避難実施要領の検討方針を整理

## 2 前回（第X+2回）会議以降の調整内容（**今回調整事項**）

### （1）近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる船舶の更なる確保

ア 近海区域における船舶輸送力の具体化に係る前提条件の整理

イ 新たな候補アセット（やいま丸・だいとう）の確保

### （2）沖縄本島-鹿児島間の船舶活用の整理

ア フェリー波之上（マルエーフェリー）のチャーター扱いの整理

### （3）経由港及び受入港における避難誘導パターンの整理

ア 経由港（那覇港）における着岸岸壁、船舶移乗の流れを整理

イ 受入港（鹿児島港）における着岸岸壁、避難誘導パターンの整理

### （4）船舶を活用した要配慮者搬送の基本的な考え方

ア 候補船舶のゾーニング（案）を踏まえた要配慮者の乗船可能人数の整理

### （5）車両甲板の活用に係る整理

ア 民間チャーター船（みかさ）の深掘り検討

### （6）船舶における搬送対象者の整理

### （7）船舶避難に係る付添支援体制の整理

ア 現物確認及び医療従事者の意見等を踏まえた候補船における付添支援体制の整理

### （8）ペットの船舶による搬送の検討

## 近海区域（沖縄本島一宮古島間）を航行できる船舶の確保

## 訓練用

- 現在、沖縄本島と宮古島の間の海域は、沿海区域（右図の濃い青色海域）でつながっていない。



- また、沖縄本島-平良港（宮古島）間、  
沖縄本島-石垣港（石垣島）間の定期旅客  
航路がない。



- 先島諸島から九州各県及び山口県へ、船舶による避難を行うためには、国民保護措置としての、避難住民の輸送に協力していただける

**「近海区域を航行可能な船舶」  
を確保する必要がある。**

## 船舶安全法に基づく航行区域【沿海区域】

(船舶安全法施行規則第一条第7項) 桩ね本邦、樺太本島及び朝鮮半島の各海岸から20海里以内の水域



出典：国土交通省中国運輸局ホームページ（吹出は担当で追加）

# 令和8年1月までの検討成果（参考）

- 二次離島から一次離島までの輸送力は確保見込み。一次離島から那覇港までの輸送力確保が課題
- 乗船人数は、あくまで各船舶の定員を示しており、要配慮者の乗船人数ではない



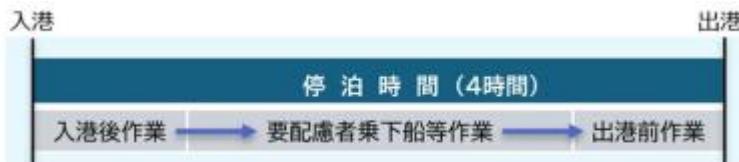
## 1 船舶運用に当たっての安全は確保

## 2 避難元港及び経由港の通常の運用時間の範囲を基本とし実施

- ▶ 石垣港（石垣市）：24時間
- ▶ 平良港（宮古島市）：24時間
- ▶ 那覇港（那覇ふ頭、那覇クルーズターミナル岸壁、那覇第2クルーズ岸壁）：24時間

## 3 実情に即した航海時間や停泊時間等を設定

- ▶ 航海時間は、航海速力を12～15ノットとし、平良港～那覇港を10～13時間、石垣港～那覇港を15～19時間を基本に設定
  - ▶ 各港における停泊時間は4時間で設定
- ※気象・海象の状況によって前後の可能性あり



## 4 可能な限り迅速かつ円滑な避難を主眼とした運用

- ▶ 輸送時の安全に最大限配慮しつつ、許認可や手続等の簡素化、法令等の弹力的運用に配慮
- ▶ 避難元港及び経由港へ到着する避難に係る入域者及び避難期間中の必要物資以外の入域者・貨物はないものと仮定して検討  
(※ただし、那覇港発着定期旅客船を除く)

※経由港においては、屋内避難となっている沖縄本島の生活維持に必要な貨物については、確保されているものと仮定する。

## 5 乗船までの住民等の避難誘導要領は各市町村が主体となって計画

- ▶ 各船舶事業者等は、各市町村等と連携して乗船手続等を実施
- ▶ 荷物はバッグ1個と医療や介護に必要な機器を基本とする

※ペット搬送については別途検討

## 6 特定公共施設利用法に基づく港湾施設（平良港、石垣港等（那覇港を除く））は、国民保護措置に優先利用

- ▶ 当該港は国民保護措置を実施する間、定期便は原則として欠航

- 前回（X + 2回）までの検討結果を踏まえ、以下の**2隻を新たな候補船舶として追加**する方向で調整済み
- 今後は、両船の特徴を生かし、船内のゾーニングや活用方法等について関係者間で調整を行い、より具体的な運用方法を検討

	やいま丸	だいとう
船名		
船主	株式会社商船やいま	大東海運株式会社
概要	國際トン数 21,535トン 貨物積載量 180TEU相当 全 長 160m 幅 25m <u>搭乗人員 545名 (旅客)</u> (近海仕様)	総トン数 690トン 全 長 83.6m 幅 13.4m <u>搭乗人員 55名 (旅客)</u> (近海仕様)
特徴	外国籍船（運航会社の本社は石垣市） ※旅客の国内輸送には、船舶法に基づく国土交通大臣の沿岸輸送特許が必要。	指定地方公共機関（沖縄県） ※定期航路外の航行には、離島航路整備法に基づく航海計画の変更手続が必要。

# 近海区域（沖縄本島一宮古島間）を航行できる船舶の確保

訓練用

- 平時において、沖宮海峡を航行する定期旅客船はないが、近海区域を航行する船舶であれば、沖宮海峡を航行可能なため、これまでの検討結果を踏まえ、令和7年度は、民間チャーター船2隻を新たな候補船舶として追加

	民間チャーター船	NPO運用船	県実習船	自衛隊PFI船（※1,2）	海保巡視船（※1）
船名	  			 	
船主	株式会社商船やいま 壱岐・対馬フェリー株式会社 大東海運株式会社	ピースウィンズ・ジャパン	沖縄県立高等学校	防衛省	海上保安庁
概要	<p>【やいま丸】 総トン数 21,535トン 全長 160m 搭乗人員 <b>545名</b>（旅客）</p> <p>【みかさ】 総トン数 772トン 全長 約77.80m 搭乗人員 <b>185名</b>（旅客） 車両 普通車21台</p> <p>【だいとう】 総トン数 690トン 全長 約83.60m 搭乗人員 <b>55名</b>（旅客）</p>	<p>【Power of Change】 総トン数 3,453トン 全長 68.0m 搭乗人員 船員11名、 旅客12名、 その他乗船者26名 <b>約40名</b>（旅客） (最大) ※登録上は沿海、近海仕様とする場合別途手続き必要</p>	<p>【海邦丸】 総トン数 699トン 全長 約66m 搭乗人員 89名（士官10名、 部員13名、教官4 名、生徒62名） <b>約70名</b> ※40日間航行可能（食糧倉庫、 シャワー等あり）</p>	<p>【ナッチャンNEO】 総トン数 約8,800トン 全長 約144m 搭乗人員 <b>約510名</b>（旅客） 車両 普通車約30台 大型車約100台</p> <p>【はくおうⅡ】 総トン数 約16,900トン 全長 約225m 搭乗人員 <b>約740名</b>（旅客） 車両 普通車約60台 大型車約200台</p>	<p>近海区域で巡視船に旅客を乗船させる場合、以下の条件を満たす場合に限り、最大限の臨時旅客を乗船可能と整理済み</p> <p>①武力攻撃事態等の認定下 ②海保の巡視船2隻以上で24時間未満の運用、かつ、最大搭載人員分の救命胴衣、救命浮器等を搭載する場合</p> <p>※ 搬送対象者の状態によっては、乗船可能人数が減少</p>
特徴	<p>【やいま丸】外国籍船 (運航会社の本社は石垣市)</p> <p>【みかさ】指定地方公共機関 (福岡県・長崎県)</p> <p>【だいとう】指定地方公共機関(沖縄県)</p>	医療支援可能	確保可能性は実習航海の状況による といふ、実習船、練習船及びクルーズ船に共通する課題	<p>確保可能性は事態対処の状況による</p> <p>※1 本訓練の想定においては、自衛隊PFI船2隻（計1,250名） 海上保安庁巡視船2隻（計400名）が確保できたものと仮定</p> <p>※2 PFI船に限らず、様々なアセットを幅広く検討する必要</p>	

# 近海区域を航行できる民間船舶の確保に向けた調整状況

訓練用

航路事業別	県内		県外	
	種別と事業者名称	検討状況	種別	検討状況
国内定期航路 あり	【指定公共機関】 ・該当なし	○ 指定時の経緯から、許認可を受けた定期航路以外の運航に関しては、指定公共機関又は指定地方公共機関として協力を得ることは困難。  ⇒ だいとうについては、候補船舶の一つとして、船内ゾーニング等に向けて調整予定	【指定公共機関】 ※那覇～鹿児島の定期航路 ・マルエーフェリー株式会社： フェリー波之上 フェリーあけぼの	○ 指定時の経緯から、許認可を受けた定期航路以外の運航に関しては、指定公共機関又は指定地方公共機関として協力を得ることは困難。 ○ マルエーフェリー・マリックスラインは那覇～鹿児島の定期航路の範囲内で指定公共機関等として協力。  ⇒ 候補船舶の一つとして、船内ゾーニング等を調整中
	【指定地方公共機関】 ・近海区域を航行可能な船舶事業者等 ・大東海運株式会社：だいとう	—	【指定地方公共機関】 <鹿児島県> ※那覇～鹿児島の定期航路 ・マリックスライン株式会社： クイーンコーラルプラス クイーンコーラルクロス	—
	【上記以外】 ・該当なし	—	【上記以外】 ・不明	○ 洗い出しを行い、チャーター利用の可能性を検討中
国内定期航路 なし	【指定公共機関】 ・該当なし	—	【指定公共機関】 ・該当なし	—
	【指定地方公共機関】 ・該当なし	—	【指定地方公共機関】 <福岡県・長崎県> ・壱岐・対馬フェリー株式会社： フェリーみかさ	○ 候補船舶の一つとして、船内ゾーニングや車両甲板活用の具体化に向けて調整中
	【上記以外】 ・株式会社商船やいま： やいま丸	○ やいま丸については、候補船舶の一つとして、船内ゾーニング等に向けて調整予定	【上記以外】 ・ピースウィンズジャパン： Power of Change ・その他	○ Power of Changeについては候補船舶の一つとして、船内ゾーニングに向けて調整中 ○ その他船舶については洗い出しを行い、チャーター利用の可能性を検討中

※上記は旅客・貨客船舶に限る。このほか、民間貨物船舶についても必要に応じて検討。

民間船舶の確保に向け、沖縄県・内閣官房・消防庁・国土交通省が協力して取り組む

## 1 船舶運用に当たっての安全は確保

- ▶ 訓練想定上、受入港となる鹿児島港は安全が確保され、通常の経済活動が営まれている地域であること。

## 2 受入港の運用岸壁の設定

- ▶ 原則として、マルエーフェリー・マリックスラインの旅客船は、通常使用する岸壁を使用する。

## 3 経由港（那覇港）から受入港（鹿児島港）までの航海時間

【航海時間】 20時間 ※チャーター運航（途中寄港がないことを想定）

※気象・海象の状況によって前後の可能性あり

- ▶ 避難に使用できる旅客船は、現実的な避難シミュレーションとするため、定期航路を航行している船舶で運航体制（案）を作成。
- ▶ 運航体制（案）は、沖縄県が事業者から運行管理にかかる事項（定員、速力、乗船・給油給水等に要する時間等）を確認し、独自に設定。

## 4 港湾施設の優先利用

- ▶ 特定公共施設利用法に基づく港湾施設として、国民保護措置に優先利用となるが、離島旅客航路やタンカー、貨物船などの定期便の維持を追求する。

# 沖縄本島ー九州間における船舶の輸送力確保

訓練用

- 近海区域を航行可能な船舶の一定程度の確保は見込めたものの、十分に確保できている訳ではない
- 先島ー九州間の距離と航行時間（24時間以上）も踏まえ、沖縄本島（那覇）を経由した搬送を基本とし、沖縄本島ー九州間（那覇港ー鹿児島港間）は、定期航路を活用
- 定期航路で沖縄本島ー九州間を定期航路とする船舶（候補船）は以下のとおり

	フェリーあけぼの（定期航路）	フェリー波之上（定期航路）	クイーンコーラルクロス（定期航路）	クイーンコーラルプラス（定期航路）
船名				
船主	マルエーフェリー株式会社	マルエーフェリー株式会社	マリックスライン株式会社 (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	マリックスライン株式会社
概要	<p>総トン数 8,083トン 載貨重量 4,050トン 全長 145m 幅 24m <b>搭乗人員 678名 (旅客)</b> (近海仕様) 乗組定員 30名</p> <p>ランプウェイあり バリアフリー対応（乗下船補助車両配備） ペット対応（ケージ又はバスケットは3辺の和が2m以内かつ、60cm幅のペットルーム入口に入る大きさ） ※ それ以上は貨物扱い</p>	<p>総トン数 8,072トン 載貨重量 3,833トン 全長 145m 幅 24m <b>搭乗人員 707名 (旅客)</b> (限定近海仕様) 乗組定員 31名</p> <p>ランプウェイあり バリアフリー対応（乗下船補助車両配備） ペット対応（ケージ又はバスケットは3辺の和が2m以内かつ、60cm幅のペットルーム入口に入る大きさ） ※ それ以上は貨物扱い</p>	<p>総トン数 7,914トン 載貨重量 3,966トン 全長 144.88m 幅 24m <b>搭乗人員 655名 (旅客)</b> (限定近海仕様) 乗組定員 26名</p> <p>ランプウェイあり（制限4.5m） バリアフリー対応（乗下船補助車両配備） ペット対応（ケージ又はバスケットは3辺の和が2m以内かつ、60cm幅のペットルーム入口に入る大きさ） ※ それ以上は貨物扱い</p>	<p>総トン数 5,910トン 載貨重量 3,538トン 全長 143.30m 幅 21.6m <b>搭乗人員 604名 (旅客)</b> (近海仕様) 乗組定員 25名</p> <p>ランプウェイあり（制限4.5m） バリアフリー対応（乗下船補助車両配備） ペット対応（ケージ又はバスケットは3辺の和が2m以内かつ、60cm幅のペットルーム入口に入る大きさ） ※ それ以上は貨物扱い</p>
特徴	指定公共機関	指定公共機関	指定地方公共機関（鹿児島県）	指定地方公共機関（鹿児島県）

- マルエーフェリー・マリックスラインについて、通常の運航体制下で避難住民を輸送することで調整を開始したが、**船内には一般客や貨物が混在し、各寄港地において一般客の乗下船や貨物の揚げ降ろしがある中、今後のゾーニングの検討に当たり、避難住民と一般客をどう切り分けるか課題**
- そのため、**沖縄県独自の設定として、民航機同様、チャーター扱いとすることで検討**
- 運航体制等の技術的な支援をマルエーフェリー及びマリックスラインから引き継ぎ受ける

## 沖縄県独自の設定（一案）

- 避難に使用できる旅客船は、現実的な避難シミュレーションとするため、定期航路を航行している船舶で運航体制（案）を作成
- 運航体制（案）は、沖縄県が事業者から運行管理にかかる事項（定員、速力、乗船・給油給水等に要する時間等）を確認し、独自に設定
- 民航機同様に**「フェリー波之上をチャーター扱い」**として検討  
※定期航路は定期船4隻中1隻がドックに入ったケースと同様の運用を想定（船員の労働時間に配慮を要す）



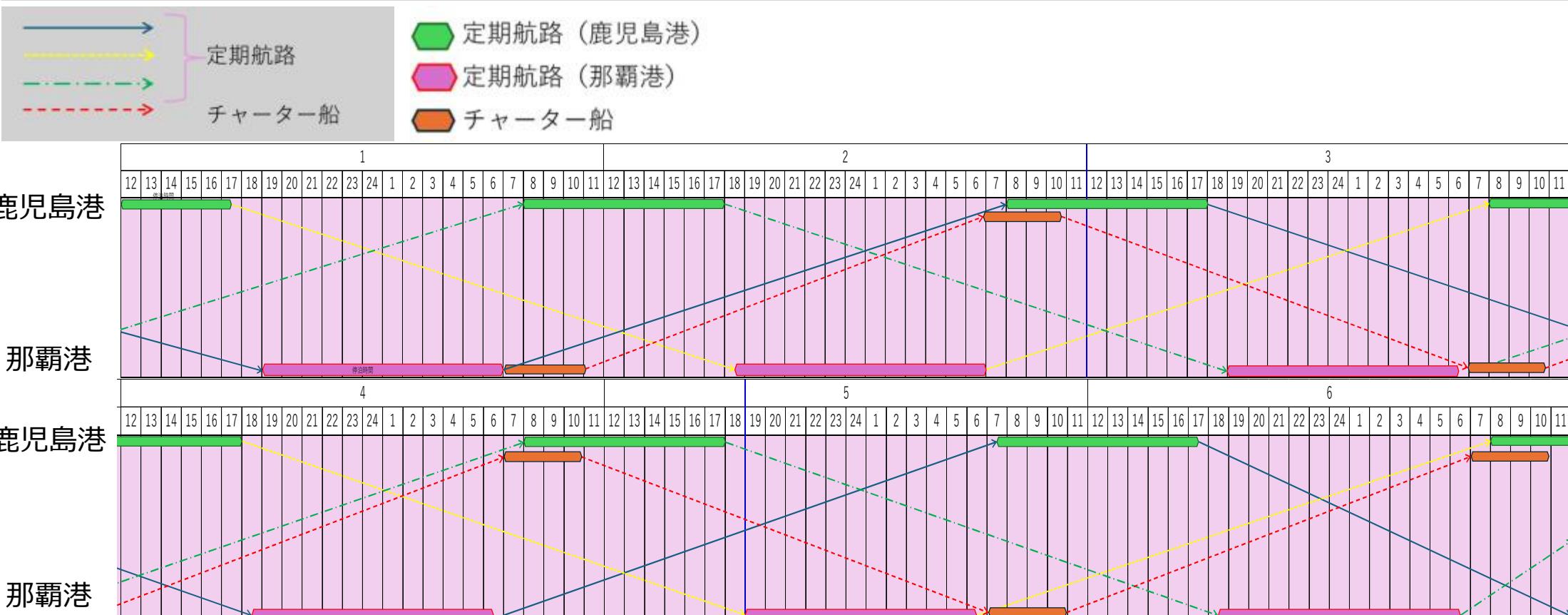
## チャーター扱いにより課題の解消に繋がると考える事項

- 定期航路での一般客や貨物の搬送に影響を与えるおそれなし  
※旅客区画を要配慮者で占領するおそれ、出港時間に遅れが生じるおそれ 等
- 一般客や貨物がないことから、要配慮者搬送に特化したゾーニング（案）の作成が可能
- 本部港や鹿児島県の各離島に寄港することなく鹿児島港へ直行可能となるため、航行時間が短縮し要配慮者の負担が軽減

# チャーター便の運航イメージについて

訓練用

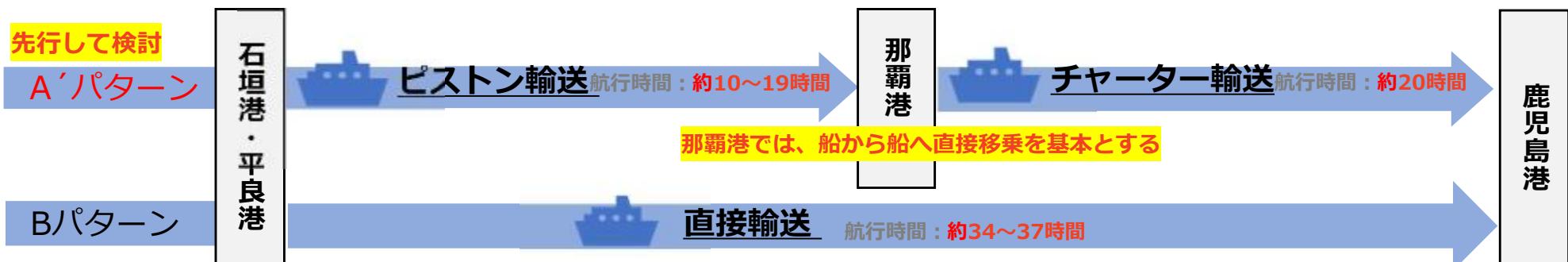
- 平素運航している船舶のうち、1隻をチャーター便として先島地域からの住民避難に充て、残る3隻は定期航路を運航と設定
- 定期航路においては、ドック入り時のダイヤを基に通常ダイヤを維持することとする
- チャーター便については、**那覇港での定期便との同時接岸は岸壁運用の観点から困難**な一方、鹿児島港においては同時接岸が可能なことを踏まえてダイヤを設定
- 同時接岸の場合、定期航路のオペレーションと避難のオペレーションが錯綜することを踏まえ、**可能な限り同時接岸を回避**
- 先島からの要配慮者搬送の船舶が入港することを踏まえ、初便の那覇港停泊時間を設定
- チャーター便については、那覇港での乗船と鹿児島港での下船は共に**4時間の接岸で運用可能と仮置き**  
※今後の検討で停泊時間が変更される可能性あり



- 長時間の航海後、那覇港で船舶を移乗する関係上、一度要配慮者の容態を確認し、九州までの船舶避難が可能か判断する必要あり
- 那覇港での諸条件を踏まえて、下船及び乗船における課題の整理を行う必要あり

## ■ これまでの検討経緯等

- ・ 近海区域（沖宮海峡）を航行可能な船舶の確保について、大幅な上積みが困難であるため、現時点で協力をいただいている候補船舶で同海峡をピストン搬送し、那覇港を経由する避難のあり方を整理（前回会議まで）
- ・ 那覇港経由案をAパターン、船舶が確保できた場合の九州直行案をBパターンと位置づけた上で、先行してAパターンを検討する方向を整理（今回調整事項）
- ・ Aパターンを検討するに当たり、医療人材や陸路搬送人材、搬送車両の確保、付添者や関係者の滞在等にかかる費用負担など多くの課題を確認
- ・ 那覇港での医療オペレーションの負担軽減を目的として、先島から到着した船舶から鹿児島港へ向かう船舶への直接移乗を基本（A'パターン）とし、これが困難な要配慮者を那覇で滞在させることを前提に、先行してA'パターンの検討を進める方向で調整



# 那覇港経由に係る一連の流れイメージ

訓練用

- 長時間の船舶避難による体力の消耗等により、那覇港到着後においても医療処置の継続が見込まれる
- 船舶に同乗している医師等が航行中にメディカルチェックを行い、望ましい搬送手段や搬送先の種別について判断し（救護所機能）、那覇港現地調整所へ伝達
- 那覇港現地調整所は、沖縄県災害保健医療福祉調整本部と連携し、搬送手段及び搬送先について調整
- 調整の状況によって下船後直ちに避難先へ搬送できないことも想定され、要配慮者の健康状態を確認し搬送までの間、維持的に待機させることを目的とし、医療行為も可能な臨時の施設（SCU機能）の設置が必要

## メディカルチェック・下船

### 船内指揮所

#### 船内に救護所機能設置



- メディカルチェック
- 那覇港現地調整所へ望ましい搬送手段及び搬送先の種別を伝達

※ 長時間の船舶避難を通して要配慮者の健康状態等を把握している医療従事者が、望ましい搬送手段や搬送先の種別を判断することが合理的なことから、航行中に沖縄県災害保健医療福祉調整本部と調整を行い、着岸後速やかに受入先に向けて搬送を行うこととする。

※ 下船方法決定に当たっては、鹿児島港行き船舶への直接移乗可否、那覇一時滞在の要否を船内救護所機能において判断。

※ 船舶運航スケジュールの時間的猶予がある場合、搬送手段の調整が整うままで一時的に船内で待機する場合も考えられる。

### 那覇港（定期旅客航路船舶岸壁）



那覇港現地調整所において船内指揮所との連携調整を実施  
(要配慮者情報の共有、下船に関する調整等)

## 那覇での滞在

### ※直接船舶へ移乗

※ 可能な限り那覇港到着後速やかに定期旅客船へ移乗するものの、到着のタイミングや搬送能力の関係で滞在せざるを得ない場合を想定し、以下のパターンも検討

#### 健康状態の悪化などにより船舶避難継続が（一時的に）不可能な方

##### 一時受入医療機関



##### 医療待機ステーション



ひっ迫緩和

医療機関ひっ迫の場合  
※県立武道館を想定

#### 船舶避難継続可能だが、タイムスケジュールや搬送能力の関係で一時待機が必要な方

##### 介護待機ステーション



SCU機能の設置場所として  
フェリーターミナルを想定

##### 宿泊施設※



フェリーターミナルひっ迫の場合  
※個室滞在は付添人同伴が必須  
※宴会場の活用も検討

ひっ迫緩和

## 乗船・船内配置

### 那覇港（定期旅客航路船舶岸壁）



那覇港現地調整所において船内指揮所との連携調整を実施  
(要配慮者情報の共有、下船に関する調整等)

### 鹿児島港

# 那覇港における使用岸壁

訓練用

- 那覇港管理組合から各岸壁の仕様を聞き取り、各候補船舶の所有者等に着岸の可否を照会した結果、那覇ふ頭の4号及び5号岸壁は小型船、それ以外は大型船の着岸が可能であると整理



地区名	No.	名称	公専別	水深 (m)	延長 (m)	バース数	管理者	備考
那覇ふ頭 (強制水先区)	①	1号岸壁	公	-9.0	165	1	那覇港管理組合	小麦揚場 (不定期: 2~3回/月)
	②	2号岸壁	公	-9.0	165	1	那覇港管理組合	定期旅客船活用
	③	3号岸壁	公	-9.0	164	1	那覇港管理組合	セメント船活用
	④	4号岸壁	公	-5.0	70	1	那覇港管理組合	観光・レジャー船活用
	⑤	6号岸壁	公	-7.5	93	1	那覇港管理組合	※ボトルネックとなっており、使用に不向き ※使用の際は水先人やタグボート会社に要相談
泊ふ頭	⑥	8号岸壁	公	-9.0	340	1	那覇港管理組合	クルーズ船活用
新港ふ頭	⑦	12号岸壁	公	-12.0	430	1	那覇港管理組合	クルーズ船活用

# 那覇港における船舶待機のイメージ

訓練用

- 那覇ふ頭で九州へ向かう定期旅客船へ直接乗り換える場合は、先島からの各候補船は各クルーズバースで待機し、定期旅客船出港前に那覇ふ頭1号岸壁及び3号岸壁へ移動することを想定  
(※やいま丸、だいとうについては、今後整理)
- 船内指揮所でのメディカルチェックで一時受入医療機関等へ搬送が必要と診断された要配慮者は、待機バースから医療機関へ搬送



# 那覇ふ頭における船舶移乗のイメージ

訓練用

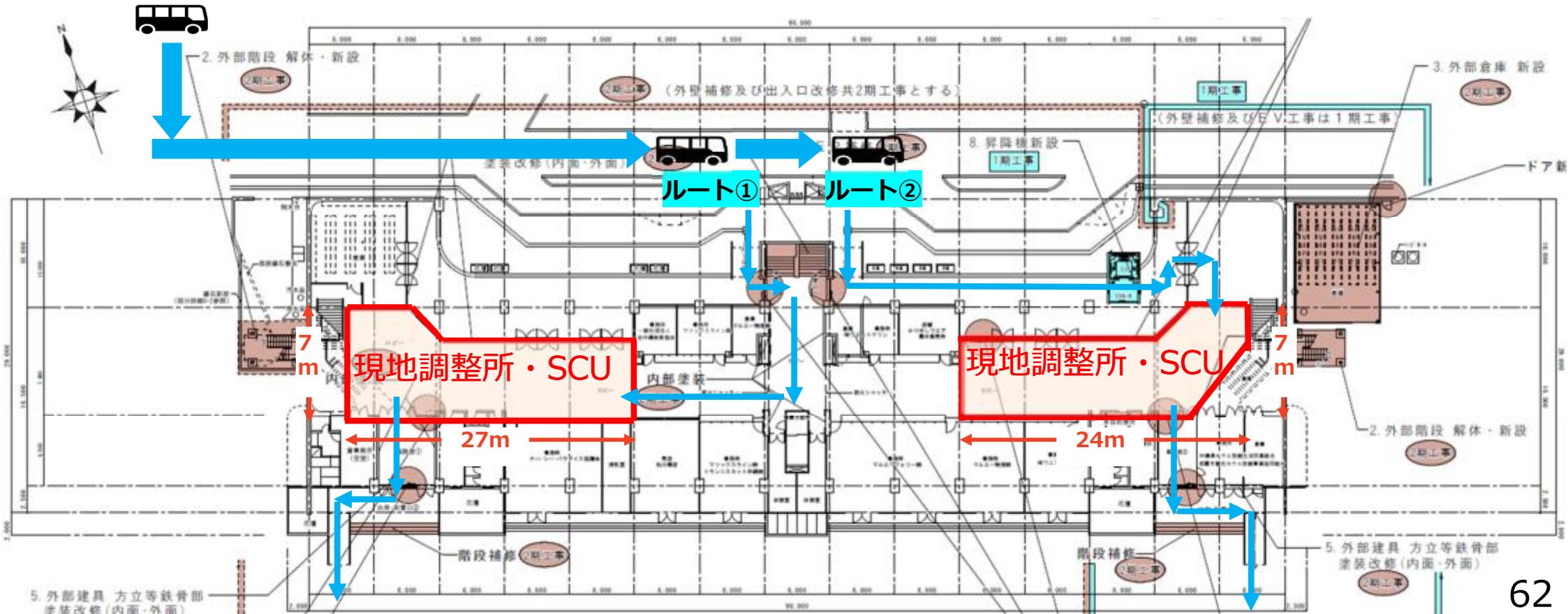
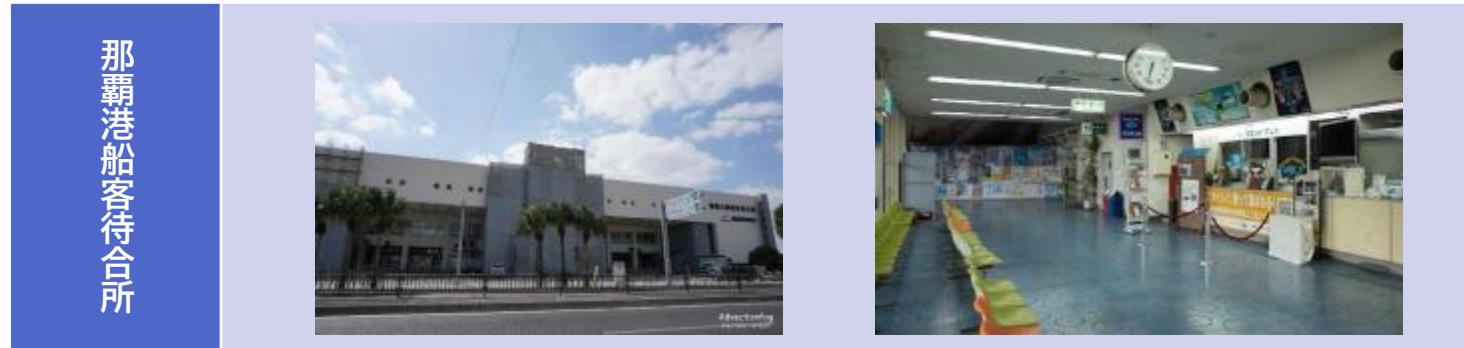
- 比較的大型な船舶（PFI船、海保巡視船、民間チャーター船（みかさ））は1号岸壁へ着岸し、その他の船舶（県実習船、NPO運用船）は3号岸壁への着岸を想定。ただし、候補船着岸のタイミングによっては使用岸壁の変更があるものと仮定。  
(※やいま丸とだいとうについては今後着岸可能性を整理)
- 船内指揮所は、SCU機能※を併せ持った医療体制を構築することを検討（※SCU機能についてはP.101参照）  
(※旅客ターミナルに設置するSCUは、那覇で一度下船した要配慮者のための機能とする。)
- 船から船への要配慮者の移動や一時受入医療機関への陸路搬送は、県外消防への応援を要請することも検討



# 那覇ふ頭における那覇港現地調整所・SCU設置（案）

訓練用

- 船客待合所はバリアフリーに対応しており、2つのルートでメディカルチェックが可能なため、SCU設置を想定
- 面積はそれぞれ160～180m<sup>2</sup>程度であり、SCUの必要面積として妥当であるか確認が必要



# 受入港の基本的な考え方

訓練用

- 国民保護法では、原則として、指定公共機関等は平時の業務の範囲内で国民保護措置を実施することが想定されている
- 平時において、**鹿児島港**は、沖縄本島と九州・山口各県との間で、唯一、指定公共機関等による定期航路があること等から、**受入港として選定し検討を進める**

## 選定の条件

- 船舶による避難については、船舶の特性(\*)や、沖宮海峡(近海区域)の航行が可能であることを踏まえて検討する必要があり、受入港の検討においても考慮が必要。
- (\*)船舶の特性：①一度に多数の避難者、資器材を載せて移動できること、②航空機と比較して移動時間を要すること、③寄港実績がないと着岸が困難なこと
- また、船舶アセットの最大限の活用を図るため、近海区域を航行可能な候補船は、原則として、沖宮海峡（近海区域）をピストン輸送し、沖縄本島から九州へは既存の定期旅客船を活用して避難することを検討。なお、船舶が確保できた場合、先島地域から九州へ直接避難することも別案として位置づける。

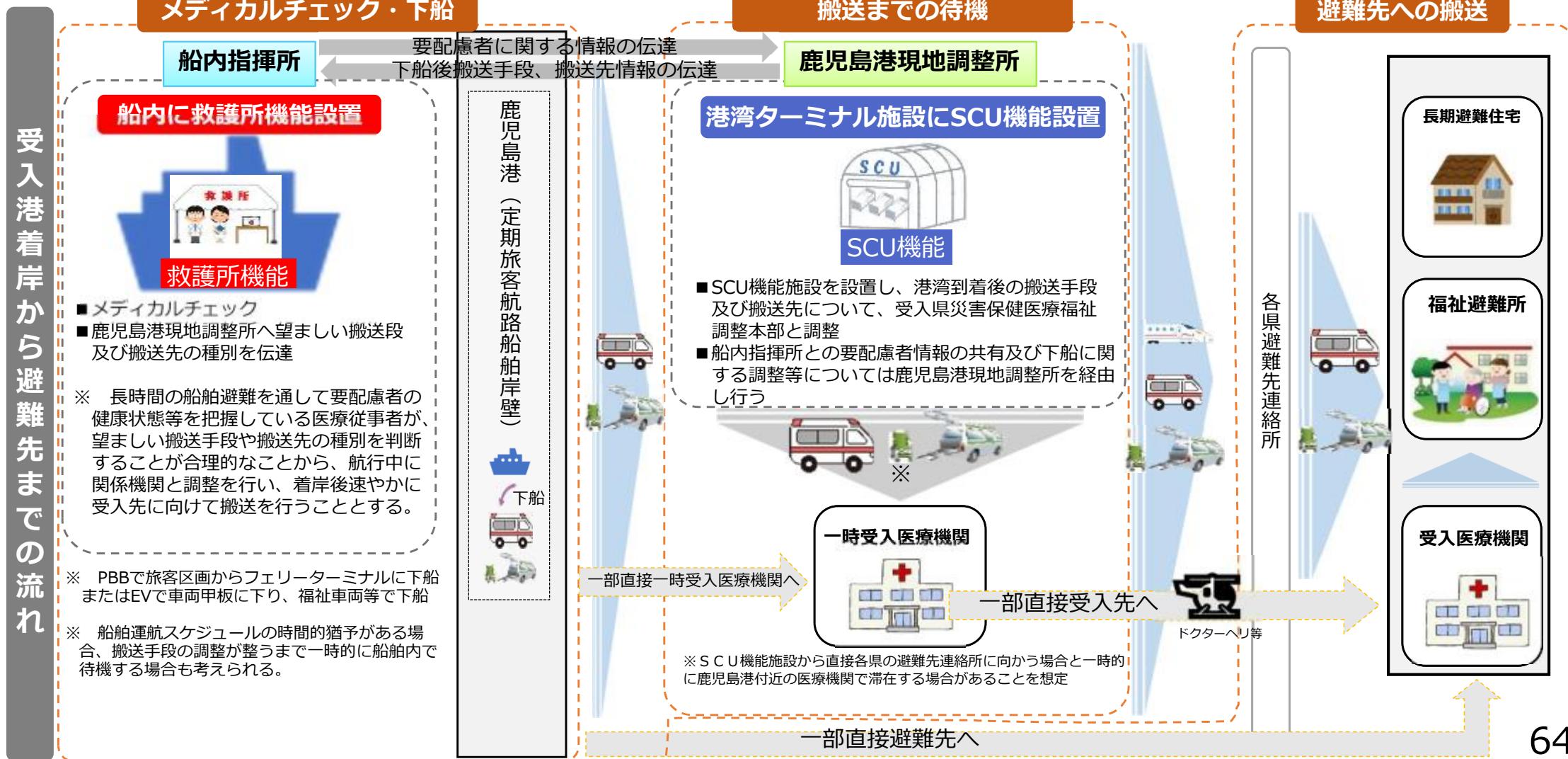
## 選定理由等

- 次の理由で鹿児島港を受入港として選定。
  - ①九州本土において唯一、沖縄本島と定期旅客航路を運航する指定公共機関又は指定地方公共機関である船舶事業者が運航管理する船舶が寄港していること。
  - ②避難者を九州・山口各県に移動させる交通手段（鉄道、高規格道路）を有している玄関口であること。
  - ③沖縄本島から航行距離が最も近い重要港湾であり、避難に要する時間が短く、要配慮者の負担を最低限にすることが可能なこと。
- そのため、まずは鹿児島港での受入について先行的に検討を推進。

# 鹿児島港における避難誘導や経路等の考え方（一案）

訓練用

- 長時間の船舶避難による体力の消耗等により、鹿児島港到着後においても医療処置の継続が見込まれる
- 船舶に同乗している医師等が航行中にメディカルチェックを行い、望ましい搬送手段や搬送先の種別について判断し（救護所機能）、鹿児島港現地調整所へ伝達
- 鹿児島港現地調整所は、受入県災害保健医療福祉調整本部と連携し、搬送手段及び搬送先について調整
- 調整の状況によって下船後直ちに避難先へ搬送できないことも想定され、要配慮者の健康状態を確認し搬送までの間、一時的に待機させることを目的とし、医療行為も可能な臨時の施設（SCU機能）の設置が必要



# 奄美・沖縄フェリーターミナル周辺状況

訓練用

名称	奄美・沖縄フェリーターミナル
送迎可能エリア	ターミナル前に送迎レーンあり (県営駐車場とは別)
所在地	鹿児島県鹿児島市城南町45-1
開店・営業時間帯	8時30分～18時00分



## 駐車場情報

駐車場の形態	平面駐車場
障がい者駐車場スペース	3台
施設までの路面状況	アスファルト
その他	駐車可能台数111台(普通及び軽自動車のみ)



## 奄美・沖縄フェリーターミナル全館図



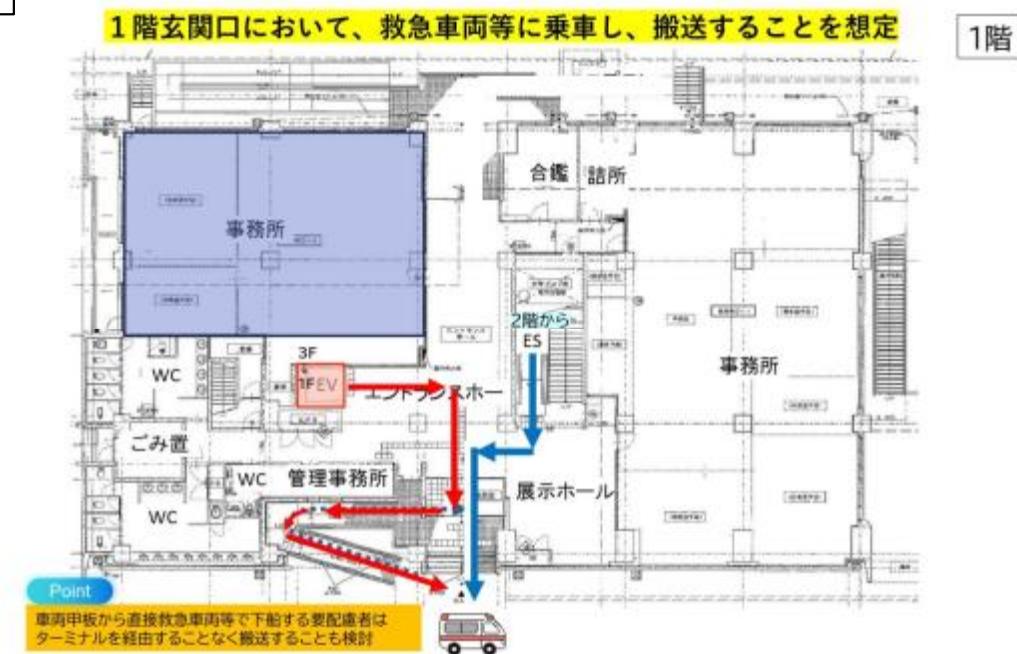
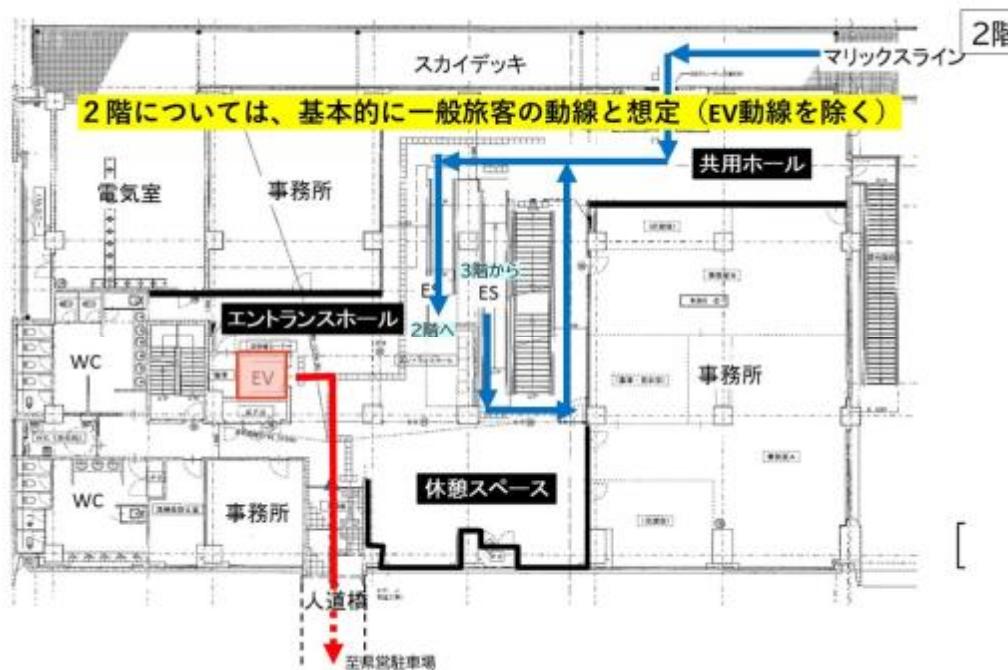
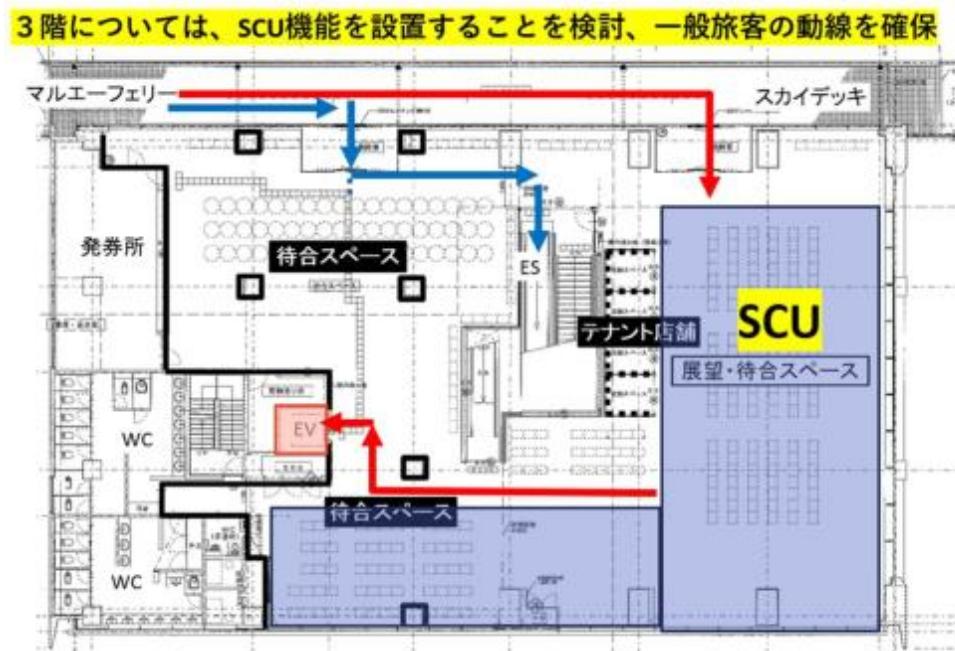
- 船舶からの下船はPBBと車両甲板から車両で行うことを想定
- 下船した要配慮者を直ちに搬送先に搬送できない可能性も考慮し、SCU機能を奄美・沖縄フェリーターミナル内へ設置する方向で調整
- SCU機能については、下船後の移動の負担軽減を踏まえて複数設置するか、人員や資器材の効率性を踏まえて集約するかなど、船舶事業者や医療関係者等の意見を踏まえ今後調整



# 奄美・沖縄フェリーターミナル内における動線パターン（一案）

訓練用

- PBBはターミナル3階フロアに通じており、要配慮者が船舶（フェリー波之上：チャーター船）から下船し、直ちにSCU（受付・指揮所機能）に到着する想定
- チャーター船以外の3隻は通常運航していることから、**一般旅客動線と重ならないよう整理**
  - ：避難者動線 →：一般旅客動線
- 車両甲板から直接救急車両等で下船する要配慮者は、ターミナルを経由することなく搬送することも検討
- 医療関係者等の意見も踏まえ、検討を深化していく予定



# 定期旅客船の現物確認について

## 訓練用

- 「フェリー波之上」とほぼ同型の「フェリーあけぼの」の現物確認を実施
    - ・車いすや担架を使った搬送が可能であることを確認した（ただし、車両甲板からの担架搬送動線はフェリー波之上に限る）
    - ・車両甲板での車両の待機や旋回が可能であることを確認した
    - ・要配慮者スペースについて、同行した厚生労働省から意見をいただき、一般の方の2倍のスペースと整理することとした
  - 現物確認の結果を踏まえ、沖縄県が定期旅客船のゾーニング案を独自に作成

## 車両区画の視察

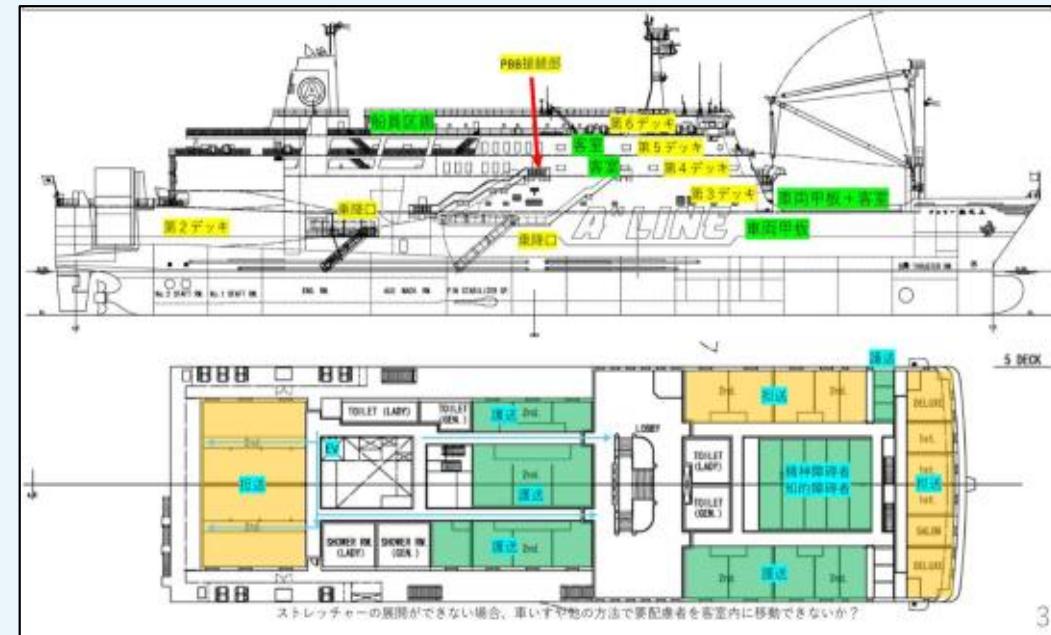


### 第3デッキ



## 介護車使用時

(ゾーニング案のイメージ)



- 車いす等が船内を移動可能か等を踏まえて要配慮者の属性別に色分けを実施
  - 各船室で要配慮者が何名程度滞在可能か仮の数字を設定
  - 船外や車両甲板から船室にどのように移動するか動線を検討
  - 付添人や医療介護関係者の滞在場所、船内救護所の設置候補場所を設定

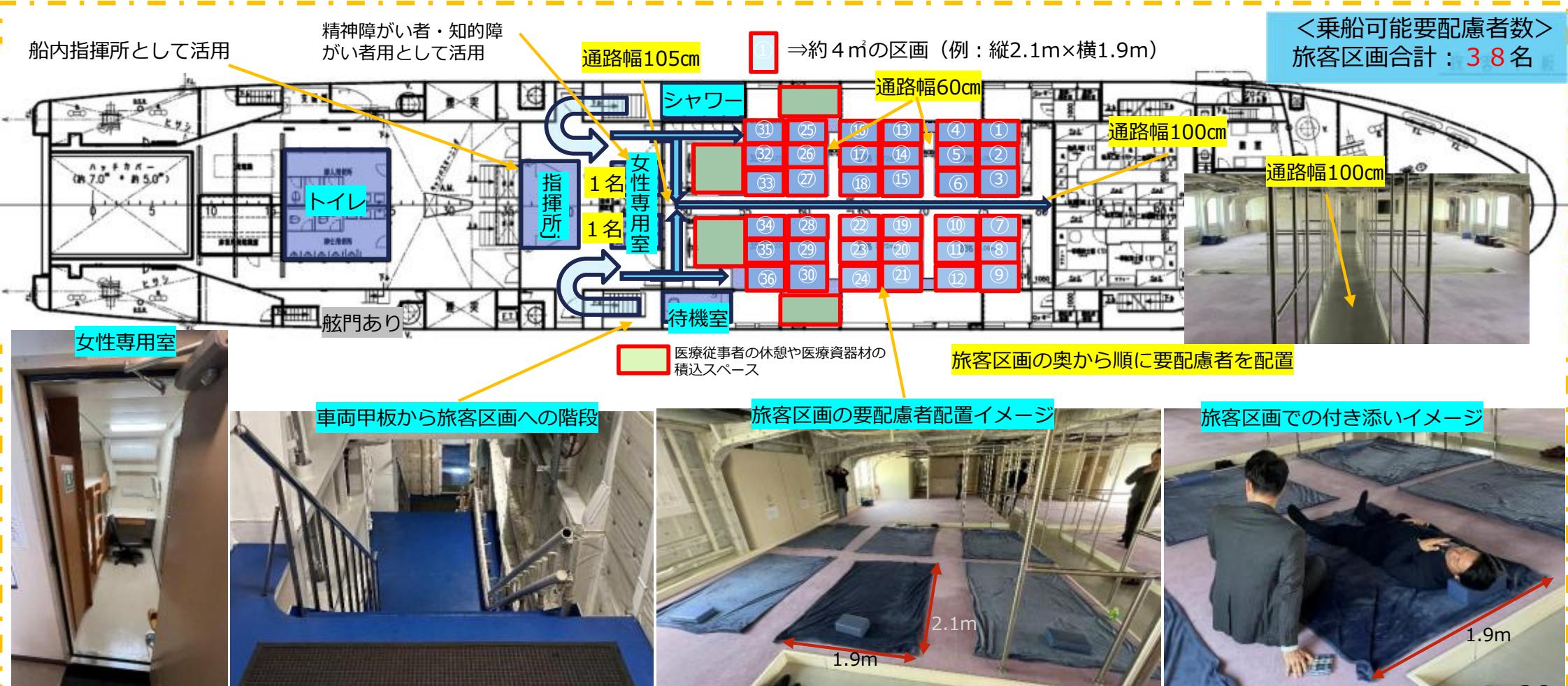
上記を踏まえ、一回あたりの要配慮者搬送可能数を**331人**と算定

※ 訓練上の想定に基づく仮定的な一案を示したものであり、決まったものではない。

# 民間チャーター船（みかさ）の旅客区画ゾーニング（案）

訓練用

- ゾーニング案について、現物確認を通して具体化（旅客区画の要配慮者数22名→36名）
  - 両舷の階段に昇降装置が備えつけられているため、旅客区画に担送2（一時的に座位可能）までは搬送可能として整理
  - 女性専用室（定員2名×2）が個室で整備されているため、精神障がい者・知的障がい者用（2名分）と想定
  - 旅客区画（大部屋）については、36名分のスペースにゾーニングした上で、課題を整理
  - 船橋甲板にある司令部室を医療従事者等の待機室として活用し、食事提供スペースを指揮所として活用
  - 担送2（一時的に座位可能）の搬送を想定し、各要配慮者スペースの間に医療従事者の移動ができるよう通路幅を確保するとともに、スペース外に医療資器材を配置する可能性も想定してゾーニングする
- ⇒ 担送2（一時的に座位可能）以下及び個室は精神障がい者・知的障がい者を搬送することを想定して付添人等の検討を実施

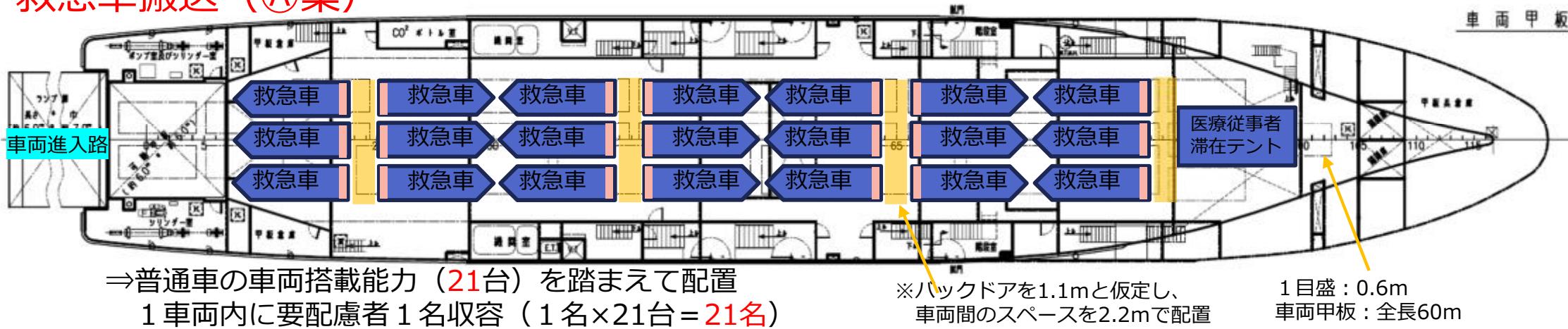


# 民間チャーター船（みかさ）の車両区画ゾーニング（案）

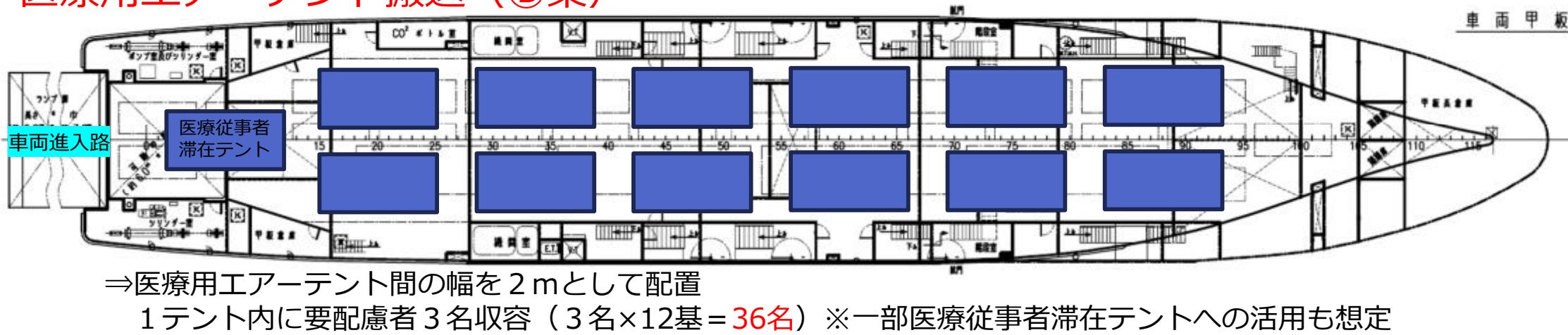
訓練用

- 旅客区画への要配慮者搬送後に車両区画への要配慮者搬送を行うことを想定して検討
- 資器材の確保可能性や安全な固縛方法、安全かつ効率的な要配慮者の乗下船の観点から適切な車両甲板活用による要配慮者搬送について検討を実施

## 救急車搬送（Ⓐ案）



## 医療用エアーテント搬送（Ⓑ案）



※ 旅客区画への搬送完了後、車両区画に救急車を配置又はdERUや災害用医療用エアーテントを設置し、車両甲板でも要配慮者を搬送（担送2を想定）

救急車：トヨタハイメディック：全長5,600mm、全幅1,895mm、全高2,490mm、車両重量2,860kg

日産パラメディック：全長5,330mm、全幅1,880mm、全高2,490mm、車両重量2,790kg を想定

医療用エアーテント：高さ3m、横幅3m、奥行き6mのサイズでゾーニング

- 各船舶のゾーニング結果を踏まえ、要配慮者の乗船の考え方として下記のとおり一案を整理
- 当該整理（案）については、候補船所有者等へ船舶の運用上問題がないか確認し一定の合意を得たもの

※ゾーニング案の範囲内における整理（案）であり、船舶で避難する要配慮者の対象については引き続き検討項目とする。

## ゾーニング結果を踏まえた船舶への要配慮者の乗船にかかる整理（案）

### 1 要配慮者の乗船可能人数と割り当て

下記前提のもと、船舶の旅客定員数の半数を上限として検討。

- ・共有旅客スペースでは、要配慮者1人当たり約2人分（通常の倍）の面積とする。
- ・避難元及び受入港での乗下船や航行において、車両甲板の活用を基本とする。（車両甲板がある船舶）  
(車両甲板なしの場合でも、車いす旅客乗船ツールが使用可能な場合は個別に乗船可能人数を検討)
- ・個室には、容態が安定している護送までの要配慮者とその付き添い人を充てることを基本とする。  
(旅客船の個室など、一定程度空間的な余裕がある個室の場合は、担送2までの要配慮者とその付き添い人の搭乗検討を行う。)

### 2 要配慮者の荷物搭載

要配慮者の手荷物については、航空機避難の状況を踏まえ検討する。

車いす（電動含む）の搭載数は、乗船する要配慮者の数を上限とする。

⇒今後、以下の事項について検討・調整を行う。

- ・搭載方法
- ・搭載に対応する人員の配置

### 3 医療・介護関係者の乗船

要配慮者の乗船可能人数を最大限確保するため、当該人員は旅客定員の半数を上限として、実現可能性を検討。（船舶のゾーニング及び乗船可能な要配慮者の分類の検討状況を踏まえ、より実効性の向上を図る）

※港湾における応援人員の搭乗にかかる対応、応援人員の手荷物制限等については別途検討・調整が必要。

# 車両甲板での要配慮者搬送について

訓練用

- 要配慮者を搬送するに当たり、候補船を十分に活用する観点も含め、車両甲板の活用を検討すべきとの意見あり  
※車両甲板を活用した搬送については、コロナ禍において救急車両による感染者の搬送を行うなど、実際に活用した事例があり
- 国土交通省海事局へ確認し下記の回答が示された。（前回会議まで）
  - ①災害時等の緊急事態での輸送については、事情を踏まえて個別相談となるため、具体的な搬送方法について検討する必要があり
  - ②なお、救急車両等については、通常時であっても、船長の許可があれば認められるケースはあるものの、車両甲板への立入りを認めたとしても、定員を超える人員を載せることはできない。

具体的な搬送方法  
の検討

## 【沖縄総合事務局運輸部による民間チャーター船（みかさ）の深掘り検討】

- ・船舶安全法の省令（船舶設備規程、船舶救命設備規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則）に着目し、課題を洗い出し
- ・車両甲板のゾーニングを救急車搭載と医療用エアーテント設置の2案とし、車両甲板を旅客室と見立てて確認作業を実施
- ・壱岐・対馬フェリーとの協議、国土交通省からの意見を踏まえ、課題の洗い出しと各課題に対する改造の規模（大規模or軽微）を整理。

検討の成果

※詳細は別葉（国土交通省資料）

（参考）



（R6.10実施室蘭での船舶活用医療訓練）

→ 国土交通省海事局に確認したところ、民間チャーター船（みかさ）の車両甲板の活用に当たっては、通常大規模な改造が必要なものについても、工夫を講じ、軽微な改造や代替措置とする等、法令等の弾力的な運用が可能と整理。  
(※他の候補船についても必要に応じ、深掘り検討を行う。)

# 県の実習船（海邦丸）の現物確認

訓練用

- 護送2の一部及び担送1、担送2の搬送手段を船舶と整理したものの、候補船の構造等（舷梯での乗下船の困難性、船内アクセスの困難性、通路や階段の狭隘さ等）によっては、歩行できない要配慮者の搬送は困難・不適との意見あり
- そのため、特に困難性が高いと思われた海上保安庁巡視船と県実習船を代表して、医療・介護分野の識者とともに県の実習船を視察し、同船で搬送可能な要配慮者の属性を整理
- 識者からは、ある程度の条件は必要だが、歩行可能な認知症や精神疾患の患者の乗船は可能ではないかとの意見あり その場合、環境の変化を押さえるため同じ施設の方々をまとめた乗船や、同様の症状の方々を同部屋にすることに配慮
- 海上保安庁の巡視船についても県実習船と同じような要配慮者の搬送機能を持たせることで整理  
→ **認知症、精神疾患のある方等で航空機への搭乗が可能だが適さない方のうち、医療従事者により船舶への乗船が可能と判断された方**

船内個室



タラップ（外）



タラップ（内）

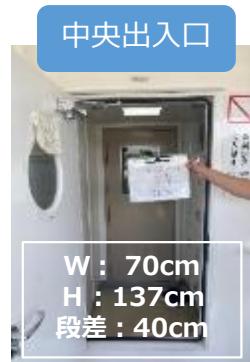


ミーティングルーム

船内指揮所  
として活用



中央出入口



階段



廊下



# 船舶における搬送対象者の整理（案）

訓練用

- 前回会議までの検討では、船舶の現物確認を踏まえ、乗船可能な船舶の条件で要配慮者7分類を整理
- 前回会議以後、候補船の現物確認や船内ゾーニング（案）を踏まえ、要配慮者を属性ごとの船舶の割当てを実施  
今後は、具体的な乗船方法や船内配置について検討を進める

（今後、PFI船（ナッチャン NEO／はくおうⅡ）の現物確認を実施予定。やいま丸、だいとうも同様に検討）

※自衛隊PFI船及び海上保安庁巡視船の確保可能性は事態対処の状況による。

代表的な船名	海上保安庁巡視船（※） 県実習船（海邦丸）	NPO運用船 (Power of Change)	民間チャーター船（みかさ） 自衛隊PFI船（ナッチャンWorld）（※）	自衛隊PFI船（はくおう）（※）
				
船主	沖縄県立高等学校、海上保安庁	ピースウィンズ・ジャパン	壱岐・対馬フェリー、防衛省	防衛省
現物確認結果等	海保巡視船視察、県実習船視察を実施 ・車いす及びストレッチャーでの船内移動は、通路幅やタラップが狭い、段差や階段が多い等の理由により現状では困難 ・船内にエレベーターなし ・搬送中の医療行為、介護行為は一定程度対応可能（要資格者）	（参考） ・岸壁から医療措置室まで担架で乗船可能。 （将来的にヘリポートと医療措置室を繋ぐエレベーター設置意向あり）	民間チャーター船視察、PFI船視察を実施 ・車いす、ストレッチャーで船内平面移動可能 ・船内にエレベーターなし ・船体が大きいため同伴者も十分に同乗可能 ・RORO機能があり、救急車等で乗船可能 ・車両甲板部の活用方法を要検討 ・搬送中の医療行為、介護行為は一定程度対応可能（要資格者）	（参考） ・車いす、ストレッチャーで船内移動可能 ・船内にエレベーターあり ・船体が大きいため同伴者も十分に同乗可能 ・RORO機能があり、救急車等で乗船可能 ・車両甲板部の活用方法を要検討 ・搬送中の医療行為、介護行為は一定程度対応可能（要資格者）
要配慮者の範囲 船内区画	独歩1・独歩2 (認知症、精神疾患のある方等で航空機への搭乗が可能だが、適さない方のうち、医療従事者により船舶への乗船が可能と判断された方)	護送1・護送2・担送1・担送2	護送1・護送2・担送1・担送2 (旅客区画への乗下船が可能であれば搬送可能)	護送1・護送2・担送1・担送2 (エレベーターでの移動は着座姿勢がとれることが必要)
車両甲板			担送1・担送2	担送1・担送2
類似船舶			○かりゆし、ゆいまる ※車両甲板での輸送が可能 ※竹富町内高速船は他にバリアフリー対応船舶あり	○フェリーなくなく、フェリーたらまⅢ、 フェリーはてるま2、ぱいかじ ○フェリー波之上、クイーンコーラルプラス等

## 要配慮者 1名当たりの支援体制

### 【付添支援の内容】

- 乗船時及び乗船中における移動支援及び受入港到着後における支援  
(医療的支援ではなく、主に移動や日常生活に係る介助等の支援)

### 【付添人員の職種等】

- 支援する要配慮者の分類に応じて設定（あくまで目安であり、個々の要配慮者の状況により柔軟に対応）

分類	付添人数	付添人員の職種等
護送 2	要配慮者 1名につき 1名（※）	看護師または医師が認めた者
担送 1		家族等または介護関係職
担送 2		看護師または医師が認めた者

※乗下船時においては、港湾で待機する行政職員等で一時的に支援人員を増員する等、円滑な乗下船のための対応が必要

### 【付添支援の流れ】

- 車両甲板や舷梯から乗下船させる際、要配慮者 1名当たり 2名以上の要員が必要な場合が想定されるため、付添支援要員を一時的に増員する等して、円滑な乗下船を実施
- 船内移動中においては、上記付添人員は要配慮者の日常生活介助や、体調急変時における医療チームとの連携等を行う
- 付添人員は船内の医師と連携し、搬送先において必要となる医療、介護に関する対応について確認の上、到着後の要配慮者支援との連動を図る

## 船舶1便当たりの支援体制（医療支援チーム）

### 【付添支援の内容】

- 航行中における医療需要に対応するため、診療の巡回や急変時対応、受入港現地調整所との連絡調整機能として各便ごとに配置  
(医療処置の対応及び搬送調整機能に特化し、移動の介助等は基本的に行わない)

### 【付添人員の職種等】

※人数はあくまで目安であり、船舶種別、乗船する要配慮者等に応じて柔軟に配置

- 以下のとおり医療従事者等を配置

**※民間チャーター船（みかさ）の場合**

職種	付添人数	役割	備考
医師	6	巡回診療、急変時の医療処置、搬送先調整	避難先保健医療福祉調整本部との連絡調整における責任者として、統括医師1名を置く。
看護師	9	医師の補助等	
その他医療従事者	6	医師の補助等	
業務調整員	6	災害保健医療福祉調整本部との連絡調整、乗下船時の動線管理等	行政職員も一定数配置

計：27名（交代要員を含まないため、2交代制とする場合、追加の交代要員が必要）

### 民間チャーター船（みかさ）

- ・旅客定員：185名
- ・旅客区画（大部屋・女性専用室）及び車両甲板を活用し、要配慮者（護送2～担送2）74名（※）乗船可能
- ※旅客区画：38名、車両甲板（エアーテント使用時）36名
- ・旅客区画の個室2部屋は精神障害者等の搬送に活用することも検討

要配慮者74名 + 一人あたり付添者74名 + 医療支援チーム27名 = 175名 ≤ 旅客定員185名

※差分の10名は医療支援チーム等の交代要員枠とする（P）

- 船内に設置する「船内指揮所」における業務を下記のとおり整理
- 船舶避難においては数多くの要配慮者対応が必要になることから、乗船する行政職員、医療従事者及び船舶事業者それぞれの連携が重要

## 船内指揮所

### 【体制】

- ・乗船する行政職員、医療従事者及び船舶事業者の代表者等において構成。
- ・行政職員は船舶での避難誘導における船内活動の総合調整及び全体管理、医療従事者は船内における医療活動の統制及び受入県災害保健医療福祉調整本部との連絡調整、船舶事業者は船舶運航上の安全管理を所管する。  
※医療部門の代表者は、「統括医師」として沖縄県災害保健医療福祉調整本部が任命する。

### 【主な業務内容】※要配慮者搬送関連のみ

- ・沖縄県災害保健医療福祉調整本部から引継ぎを受けた乗船する要配慮者リストの管理
- ・避難元港における乗船時のオペレーションの総括
- ・乗船する医療支援チームの巡回等により把握した要配慮者の健康状態等の総括管理
- ・要配慮者の健康状態等に応じた受入港到着後における望ましい搬送手段及び搬送先の種別を判断
- ・上記判断に関する受入港現地調整所（S C U 機能施設）との情報共有
- ・受入港到着後から下船までのオペレーションの総括

#### 【沖縄県（地域）災害保健医療福祉調整本部における業務】

受入先都道府県の調整に関する厚生労働省への要請／乗船する医療従事者の確保／乗船する要配慮者のリストアップに係る避難元医療機関との調整／乗船する医療チーム等への乗船対象要配慮者の引継ぎ・共有／要避難地域における避難元港湾までの搬送手段調整／医薬品や医療資機材の手配

- 受入港において設置する「受入港現地調整所」における業務を下記のとおり整理
- 「受入港現地調整所」は、旅客ターミナル内に設置
- 併設する「SCU機能施設」も要配慮者の負担等を考慮し受入港旅客ターミナル内に設置

## 受入港現地調整所

### 【体制】

- ・避難元行政職員、港湾管理者、船舶事業者、陸上輸送事業者等において構成。
  - ・受入港到着前における船内指揮所との情報共有や、下船後の一時待機、メディカルチェック、医療処置継続を行うため、受入港現地調整所の下にSCU機能施設を設置。
  - ・SCU機能施設には医療従事者を配置。
- ※ SCU機能施設の運営主体及び詳細な体制については、別途検討。

### 【主な業務内容】※要配慮者搬送関連のみ（主にSCU機能施設において対応）

- ・船内指揮所との情報連携及びその管理（要配慮者の情報、望ましい搬送手段及び搬送先の種別に関する情報）
- ・下船後の搬送手段及び搬送先に関する受入県災害保健医療福祉調整本部との調整
- ・受入県災害保健医療福祉調整本部において決定された搬送手段及び搬送先に関する情報の船内指揮所への伝達
- ・下船後、搬送開始までの間医療処置が必要となる要配慮者への一時対応（SCU機能）

### 【受入県災害保健医療福祉調整本部における業務】

受入先医療機関の決定に係る調整／受入港現地調整所との要配慮者情報や診療記録等に関する連絡調整、受入先医療機関への共有／受入港から受入先医療機関までの傷病者の搬送に係る調整

# ペット避難に係る新たな輸送方法の検討（案）

訓練用

- これまでペット避難を行う場合には、環境省が定める「人とペットの災害対策ガイドライン」に基づき、飼い主との同行避難を基本として検討しており、仮に同行避難とする場合、単純にペット数分の住民等を船舶避難に計上
- 船舶に求められる役割は、航空機避難ができない要配慮者やペット同行避難者など多岐にわたり、ニーズが大きい一方、近海区域（沖宮海峡）を航行可能な候補船（以下、「候補船」）は限られている
- 前回会議の環境省作成資料には、輸送手段の確保について、「飼い主と同行避難とするか、飼い主と別に輸送するかも含め要検討」と記載
- 今年度の検討において一部関係機関から、「今の候補アセットで要配慮者に加えてペット同行避難者と一緒に避難させるのは難しいのではないか」との意見

## 【新たな輸送方法（一案）】

- 1 これまでの整理に加え、検討が具体化していくことで上記課題がより顕在化されてきたことから、先島5市町村からの住民避難を検討する上で、まずは限られた候補船を要配慮者避難の優先的な輸送手段として検討し、候補船以外の船舶で一度にペットを大量輸送できる可能性がある船舶（貨物船等）による輸送スキームを検討
- 2 平素から近海区域（沖宮海峡）を貨物等運航している琉球海運（指定公共機関）のRORO船でペット輸送を検討することについて協力を打診
- 3 今後様々な議論やご意見等踏まえ検討を深化していく予定（受入先にも課題があると認識）



## 輸送スキームの例

### 定期航路

・定期航路活用のため那覇港寄港



- Aデッキには17台のトレーラーを配置可能 (20Fコンテナ34台)
- Bデッキには68台のトレーラーを配置可能 (20Fコンテナ136台)
- 大型の通風機やミストを設置し、船内環境を整備

## 2 要配慮者避難に係る実効性向上

## 1 前回（第X+2回）会議までの調整状況

### （1）市町村ごとの対象人数規模の把握（行政支援の需要の把握）

- ア 先島5市町村において、行政支援が必要な要配慮者の概数を把握
- イ 在宅・施設入所・医療機関入院の別に要配慮者の概数把握を行う主体を整理

### （2）要配慮者の搬送区分（7分類）及び付添支援体制の整理

### （3）航空機を活用した要配慮者避難の検討着手

### （4）「救護所機能」及び「SCU機能」の設置の考え方等について整理

### （5）市町村において、医療機関や社会福祉施設、在宅の方の避難要領をモデル的に検討

## 2 前回（第X+2回）会議以降の調整内容（**今回調整事項**）

### （1）搬送区分（7分類）及び付添支援体制の更なる検討

- ア 搬送区分（7分類）の認識共有、再整理
- イ 搬送区分（7分類）の代表事例（21事例）の概要及び各市町村における検討
- ウ 各搬送手段における付添支援体制の基本的考え方の整理（案）

### （2）担送3（重症患者）搬送に関する検討

### （3）避難時において必要となる要配慮者情報に係る検討

- ア 避難先へ共有する要配慮者に関する情報の整理（案）
- イ 避難時における要配慮者情報の共有方法の一案整理

### （4）「救護所機能」及び「SCU」機能の設置・運用体制案の作成

- ア 要配慮者避難における救護所機能・SCU機能
- イ 石垣市（竹富町）、多良間村及び与那国町における一案整理

### （5）在宅酸素療法患者の避難手順及び精神疾患患者の避難の検討

# 要配慮者避難についての検討状況のまとめ

- 前回（第X+2）会議までに整理した要配慮者の7分類について、関係者間の認識共有ができるよう、分類ごとの具体事例等の整理をした上で、対象者の人数の再整理を行い、当該分類に応じた避難手段及び支援体制を整理
- また、避難時（搬送時）において必要となる要配慮者情報の共有体制等の一案を整理



## 【避難開始前】

- 市町村において、共通の様式（広域避難搬送記録）を活用し、事前に要配慮者に関する情報の収集作業を実施  
<収集作業主体>
  - ・在宅：市町村福祉部局職員、地域医療機関（医師会）等
  - ・施設入所者：入所施設職員
  - ・医療機関入院患者：入院医療機関職員

## 【避難開始後】

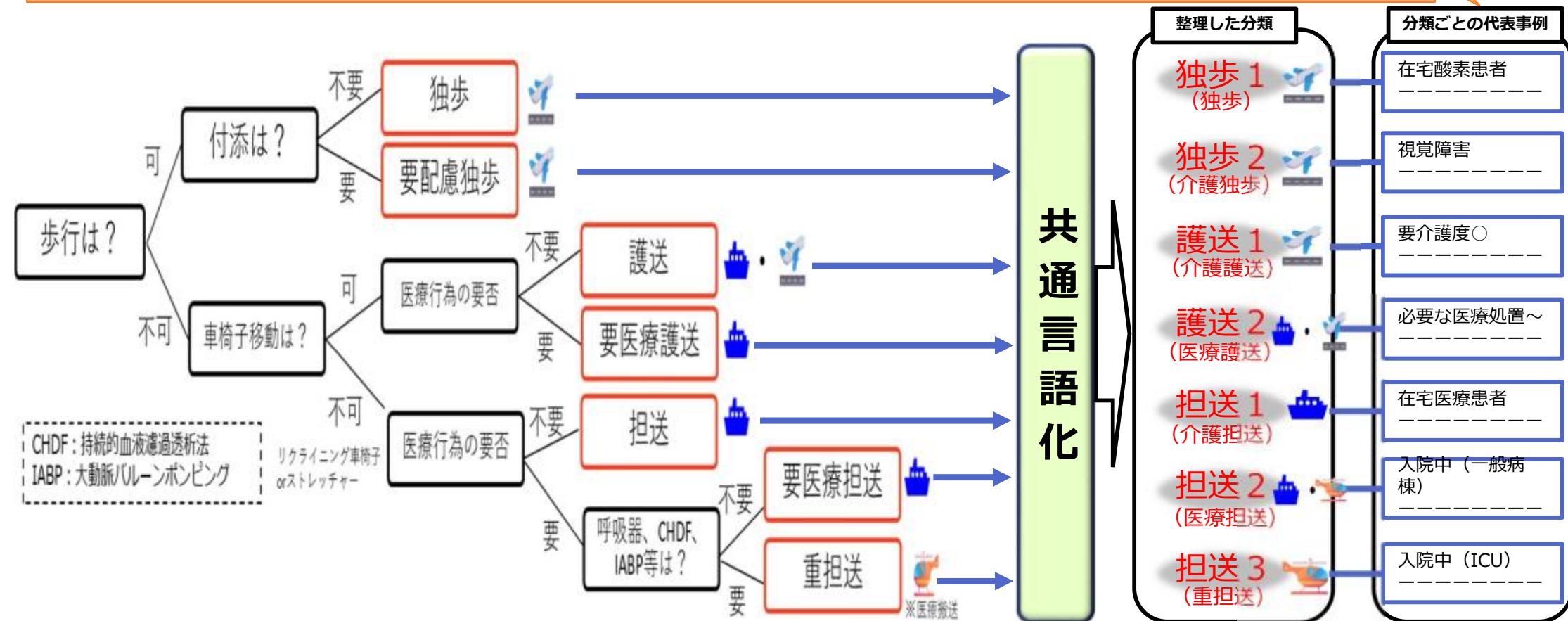
- 救護所機能施設において医師により確認した健康状態を、避難開始前において作成した広域避難搬送記録へ追記し、交付。
- 要配慮者（またはその付添者）は、広域避難搬送記録を携行し避難。
- 避難先到着後、医療従事者等は広域避難搬送記録の情報を元に要配慮者への対応を実施。

# 要配慮者の分類（搬送区分別）

訓練用

- 要配慮者の健康状態等に応じた分類について認識共有を図り（共通言語化）、再整理
- 再整理した分類ごとに代表事例（具体的な症例等）を設定し、島内及び島外搬送手段の検討シミュレーションを実施

- ・各分類3例ずつ、要介護度や症例（基礎疾患等）を記載した代表事例を設定。
- ・代表事例の設定にあたっては、先島地域に実際に居住、入所または入院する要配慮者の事例等を参考に設定。
- ※検討上の例示であり、先島地域に居住する特定の個人の情報を反映するものではない。



X+2回会議までの整理

X+2回会議以降の検討

# 先島5市町村における代表事例の検討役割分担（案）

訓練用

- 避難誘導に関する事前シミュレーション検討を実施するため、7分類それぞれの代表事例を設定
- 各市町村において、地域の実情に応じた割り当てにより検討 → 検討内容は、各市町村避難実施要領の概要を参照
- 割り当てのない事例については、他市町村の検討結果を応用し避難誘導の方針を整理する

7分類	代表事例（訓練・検討上の想定）	割り当て				
		石垣	竹富	与那国	宮古島	多良間
独歩1	A 50代男性、在宅、酸素療法（酸素ボンベ携行）		○		○	○
	B 20代女性、在宅、妊婦（32週目・出産予定日2か月前）			○	○	
	C 40代女性、在宅、腹膜透析	○		○		
独歩2	A 30代女性、在宅、妊婦（37週目・出産予定日3週間前）	○				
	B 30代女性、在宅、統合失調症				○	
	C 80代女性、在宅、要介護1、認知症、4点杖使用	○				○
護送1	A 30代女性、在宅、両下肢切断、車いす（電動・個人用）	○			○	
	B 70代女性、入所、要介護2、歩行器（レンタル）		○	○	○	
	C 80代男性、入所、要介護3、認知症、車いす（自走式・個人用）			○	○	
護送2	A 80代女性、入所、要介護4、車いす（自走式・レンタル）、酸素療法		○	○	○	○
	B 80代女性、入院、認知症	○			○	
	C 70代男性、入院、誤嚥性肺炎、入院中、点滴治療、車椅子、酸素療法	○				
担送1	A 70代女性、在宅、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺）	○	○		○	
	B 90代男性、入所、要介護5、寝たきり、認知症		○	○	○	○
	C 80代女性、入所、要介護5、寝たきり、認知症、胃瘻からの経管栄養、喀痰吸引		○		○	
担送2	A 10代男性、在宅、脳性麻痺、在宅人工呼吸器（気管切開）、リクライニング車いす（自走式・個人用）				○	
	B 80代男性、入院、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送	○				
	C 40代男性、入院、交通外傷による多発外傷、ストレッチャー搬送	○			○	
担送3	A 70代女性、入院、CHDF（持続的濾過透析法）、ストレッチャー搬送				○	
	B 60代女性、入院、人工呼吸、ストレッチャー搬送				○	
	C 低出生体重児、入院、人工呼吸、搬送用保育器搬送	○				

：1次離島  : 2次離島

# 【参考】要配慮者の概数把握状況（先島5市町村計）

訓練用

- 共通言語化の議論を踏まえ、先島5市町村にて要配慮者を再集計
- 要配慮者の総数は、概数で11,778人
- 先島5市町村の独歩1から担送3までの内訳は、下表のとおり

搬送手段⇒		一般航空機				船舶		ヘリ等	
区分	計	独歩1 (独歩)	独歩2 (介護独歩)	護送1 (介護護送)	護送2 (医療護送)	担送1 (介護担送)	担送2 (医療担送)	担送3 (重担送)	
計	11,778	4,765	2,110	3,641	402	606	189	65	
在宅療養	9,943	4,578	1,962	2,659	321	375	26	22	
高齢者・要介護者	4,533	250	1,230	2,436	271	330	13	3	
身体障害者	1,613	1,190	206	142	11	40	10	14	
知的障害者	713	533	125	42	2	5	1	5	
精神障害者	1,400	1,199	157	5	37		2		
外来人工透析	284	284							
在宅酸素患者	142		137	5					
在宅人工呼吸器患者	29			29					
妊産婦	1,229	1,122	107						
福祉施設	1,003	118	78	650	20	116	7	14	
高齢者施設入所者	780	31	74	563	19	74	5	14	
障害者施設入所者	223	87	4	87	1	42	2		
病院	832	69	70	332	61	115	156	29	
病院入院患者	832	69	70	332	61	115	156	29	

# 【参考】要配慮者の概数把握状況（石垣市）

訓練用

- 石垣市における要配慮者の概数は、5,700人

搬送手段⇒		一般航空機				船舶		ヘリ等	
区分	計	独歩1 (独歩)	独歩2 (介護独歩)	護送1 (介護護送)	護送2 (医療護送)	担送1 (介護担送)	担送2 (医療担送)	担送3 (重担送)	
計	5,700	2,873	887	1,327	279	275	48	11	
在宅療養	5,061	2,837	838	1,000	252	129	2	3	
高齢者・要介護者	2,091	185	605	934	250	117			
身体障害者	1,222	1,100	55	48	2	12	2	3	
知的障害者	590	526	60	4					
精神障害者	402	358	39	5					
外来人工透析	94	94							
在宅酸素患者	31		31						
在宅人工呼吸器患者	9			9					
妊産婦	622	574	48						
福祉施設	324	0	16	222	5	79	2	0	
高齢者施設入所者	253		12	190	4	47			
障害者施設入所者	71		4	32	1	32	2		
病院	315	36	33	105	22	67	44	8	
病院入院患者	315	36	33	105	22	67	44	8	

# 【参考】要配慮者の概数把握状況（宮古島市）

訓練用

- 宮古島市における要配慮者の概数は、6,010人

搬送手段⇒		一般航空機				船舶		ヘリ等	
区分	計	独歩1 (独歩)	独歩2 (介護独歩)	護送1 (介護護送)	護送2 (医療護送)	担送1 (介護担送)	担送2 (医療担送)	担送3 (重担送)	
計	6,010	1869	1,218	2,288	118	322	141	54	
在宅療養	4,834	1,718	1,119	1,648	64	242	24	19	
	高齢者・要介護者	2,421	60	620	1,496	19	210	13	3
	身体障害者	387	90	151	94	6	27	8	11
	知的障害者	123	7	65	38	2	5	1	5
	精神障害者	997	840	118	37		2		
	外来人工透析	187	187						
	在宅酸素患者	106		106					
	在宅人工呼吸器患者	20			20				
福祉施設	妊産婦	593	534	59					
	659	118	62	413	15	32	5	14	
	高齢者施設入所者	507	31	62	358	15	22	5	14
病院	障害者施設入所者	152	87		55		10		
	517	33	37	227	39	48	112	21	
	病院入院患者	517	33	37	227	39	48	112	21

# 【参考】要配慮者の概数把握状況（多良間村）

訓練用

- 多良間村における要配慮者の概数は、12人

搬送手段⇒		一般航空機				船舶		ヘリ等	
区分	計	独歩1 (独歩)	独歩2 (介護独歩)	護送1 (介護護送)	護送2 (医療護送)	担送1 (介護担送)	担送2 (医療担送)	担送3 (重担送)	
計	12	3	5	2	0	2	0	0	
在宅療養	12	3	5	2	0	2	0	0	
高齢者・要介護者	11	2	5	2		2			
身体障害者	0								
知的障害者	0								
精神障害者	1	1							
外来人工透析	0								
在宅酸素患者	0								
在宅人工呼吸器患者	0								
妊産婦	0								
福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	
高齢者施設入所者	0								
障害者施設入所者	0								
病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院入院患者	0								

# 【参考】要配慮者の概数把握状況（竹富町）

訓練用

- 竹富町における要配慮者の概数は、44人

搬送手段⇒		一般航空機				船舶		ヘリ等	
区分	計	独歩1 (独歩)	独歩2 (介護独歩)	護送1 (介護護送)	護送2 (医療護送)	担送1 (介護担送)	担送2 (医療担送)	担送3 (重担送)	
計	44	17	0	20	1	6	0	0	
在宅療養	24	17	0	5	1	1	0	0	
高齢者・要介護者	2				1	1			
身体障害者	0								
知的障害者	0								
精神障害者	0								
外来人工透析	3	3							
在宅酸素患者	5			5					
在宅人工呼吸器患者	0								
妊産婦	14	14							
福祉施設	20	0	0	15	0	5	0	0	
高齢者施設入所者	20			15		5			
障害者施設入所者	0								
病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院入院患者	0								

# 【参考】要配慮者の概数把握状況（与那国町）

訓練用

- 与那国町における要配慮者の概数は、12人

搬送手段⇒		一般航空機				船舶		ヘリ等	
区分	計	独歩1 (独歩)	独歩2 (介護独歩)	護送1 (介護護送)	護送2 (医療護送)	担送1 (介護担送)	担送2 (医療担送)	担送3 (重担送)	
	12	3	0	4	4	1	0	0	
在宅療養	12	3	0	4	4	1	0	0	
高齢者・要介護者	8	3		4	1				
身体障害者	4				3	1			
知的障害者	0								
精神障害者	0								
外来人工透析	0								
在宅酸素患者	0								
在宅人工呼吸器患者	0								
妊産婦	0								
福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	
高齢者施設入所者	0								
障害者施設入所者	0								
病院	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院入院患者	0								

# 域外搬送手段における付添支援体制の基本的考え方の整理（案）

訓練用

- 域外避難における要配慮者 1名当たりの付添いと、各アセット 1便当たりに必要な支援人員とを分けて整理
- 域外避難に活用する各アセットの特性を踏まえ、下表のとおり域外避難における付添体制を整理  
※一般航空機はP.30～31、船舶はP.75～76において詳細を記載

	一般航空機		船舶（※1）		ヘリ等（※2）	
	要配慮者 1名あたり	1便あたり	要配慮者 1名あたり	1便あたり	要配慮者 1名あたり	1便あたり
独歩 1	原則付添い不要 ※原則付添い不要	各便に搭乗している避難誘導責任者（行政職員等）				
独歩 2	要配慮者 1名につき 1名 ※同じ便に搭乗する行政職員または一般避難者（家族含む）					
護送 1	要配慮者 1名につき 1名 ※在宅：家族等または介護関係職 入所者：介護関係職 入院者：看護師または医師が認めた者	急病人発生時等において対応可能な医療従事者を配置 要配慮者の搭乗状況など必要に応じて医師 1名 看護師 2名				
護送 2	要配慮者 1名につき 1名 ※看護師又は医師が認めた者		要配慮者 1名につき 1名 ※看護師又は医師が認めた者	長時間搬送において必要な医療への対応、乗船時における避難先との連絡調整のため、医療従事者を配置 (例：民間チャーター船※3) 医師 6名 看護師 9名 その他医療従事者 6名 業務調整員 6名 ※交代要員含まない ※活用する船舶や乗船する要配慮者に応じ柔軟に人員体制を決定		
担送 1			要配慮者 1名につき 1名 ※家族等または介護関係職			
担送 2			要配慮者 1名につき 1名 ※看護師又は医師が認めた者		医療チーム（救護班等） 1隊 (医師 1名、看護師 1～2名、業務調整員 1名、 必要に応じME等) ※航空医療搬送経験のある者が望ましい	
担送 3						

※1 船舶は、民間チャーター船（みかさ）と同等の船舶を想定 ※2 ヘリコプター 1機当たり 1名の要配慮者を搬送することを想定

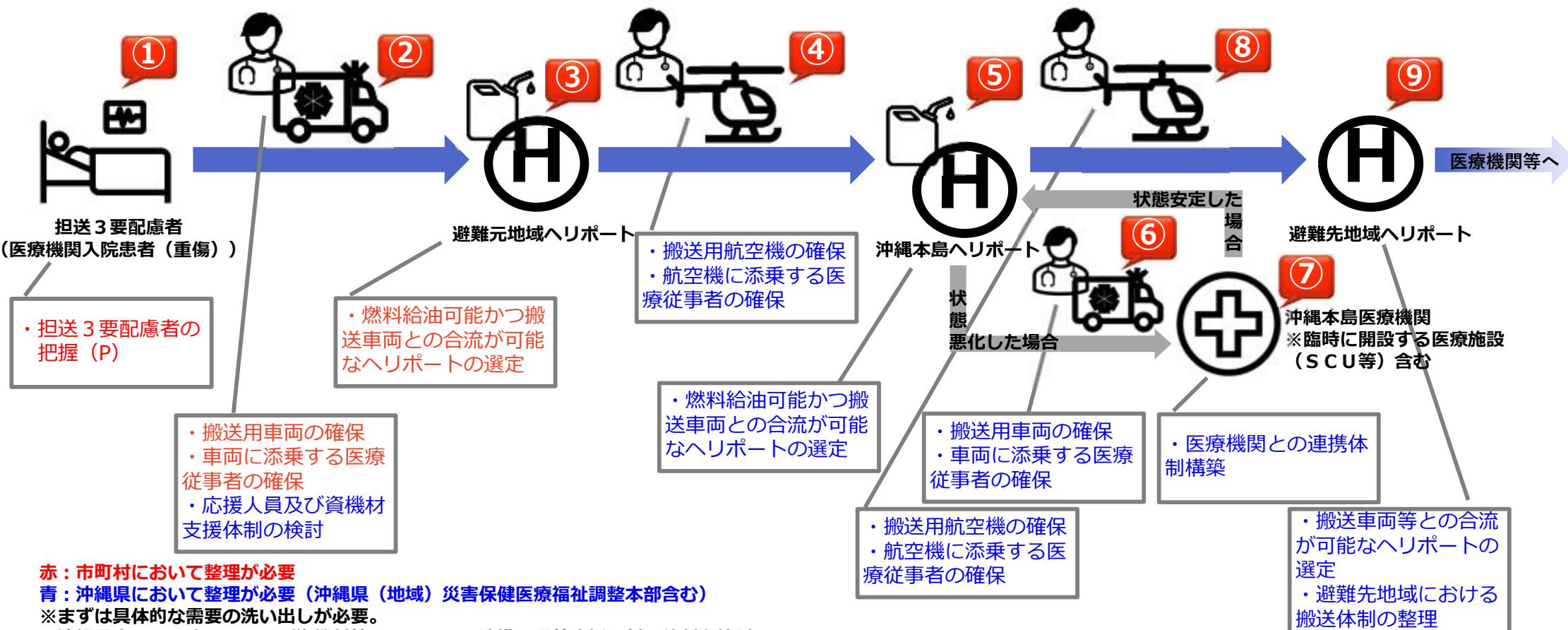
※3 船舶活用医療に関する検討・訓練（内閣官房）を参考に設定

# 担送3（重症患者）搬送手順に関する検討

訓練用

- 担送3（重症患者）は、搬送中においても高度な医療処置が必要であり、搬送アセット内において医療機器を使用する必要 → 一般避難者とは別に個別搬送を実施
- 個別搬送を行うアセットとして、第一に「回転翼機」の活用を検討  
(「固定翼機」の活用を排除するものではないが、空港のスポット計画への影響を考慮し、回転翼機の検討を優先)

## 【回転翼機を活用した担送3要配慮者搬送フロー案】※1機当たり1名の要配慮者搬送を実施する場合



# 担送3（重症患者）の搬送手段に関する検討

訓練用

- 個別搬送が必要な要配慮者は、航空機による搬送（避難）が必要。ただし、一般航空機（固定翼機）による避難（スポット計画への影響）を考慮し、**回転翼機の活用から検討**
- まずは沖縄県内を運航する回転翼機について確認し、不足する場合も想定し官公庁等所管の回転翼機についても確認とともに、**要配慮者の搬送に当たり特に必要となるアセットの諸元・特性等を整理**
- 要配慮者の搬送が期待される回転翼機を所管する機関等への応援派遣調整（出動協力要請）や運航スケジュール、固定翼機の活用方法については、状況に応じて引き続き調整・検討

## 関係機関・団体が保有する機体例（※）

機関名 (所属)	沖縄県 (救急医療用ヘリコプター)	北部広域市町村圏事務組合 (北部地域救急救助ヘリ)	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	
機体名	AW109S グランドニュー	ユーロコプター社製AS350	AS350 B JA9347	EC135T1 JA135T
機関名	警察庁	消防機関	海上保安庁	防衛省・自衛隊
機体名	AW139型	AW139型 等	AW139型 等	CH-47JA/J

※防衛省・自衛隊及び海上保安庁のアセットの確保可能性は事態対処の状況に、それ以外の機関・団体の各アセットの確保可能性は業務状況による。

## 担送3（重症患者）搬送アセットの確保に当たって特に考慮が必要な事項

- 沖縄県内における運用実績
- 長距離(洋上)飛行可否
- 双発エンジン搭載有無
- 傷病者搬送可否（実績）
- 沖縄県内ヘリの活用を検討した結果不足する場合の関係機関への応援派遣調整

# 避難先へ共有する要配慮者に関する情報の整理（案）

訓練用

- 要配慮者の避難誘導に当たっては、避難元において把握する情報を適宜受入側へ共有し、当該要配慮者へ医療の提供等適切な支援を行うことが求められる
- 共有する要配慮者に関する情報について、当該情報の利用目的に応じた分類（案）を下記のとおり整理
- 平時や自然災害時において使用されている既存のシステムも含め、情報共有体制構築について今後検討が必要

		避難状況 トラッキング	避難開始時点・ 避難中の搬送者情報共有	医療情報 (投薬含む)	介護情報	障害福祉サービス 受給状況
利 用 目 的		・避難者の動態確認 ・航空機、船舶の搭乗券	避難誘導時における医療情報	避難先において必要となる医療の提供	避難先において必要となる介護サービスの提供	避難誘導時及び避難先において必要となる福祉サービスの提供
利 用 者		国、避難元/受入側都道府県及び市町村	国、避難元/受入側都道府県及び市町村、医療機関、介護福祉施設	受入側自治体の医療機関	避難元/受入側市町村及び介護事業所	国、避難元/受入側都道府県及び市町村、福祉施設
共 有 時 期		避難当日	避難当日	避難後	避難後	避難後
情 報 取 得 元		事前/避難当日の本人入力情報	救護所機能施設及び避難途中において把握した情報	レセプト情報等	要介護認定情報、ケアプラン情報等	—
平 時 に お け る 情 報 連 携 シ ス テ ム		—	—	オンライン資格確認等システム	現在は紙媒体のやりとり（介護情報基盤については、標準化対応が完了した市町村から、令和8年度以降順次利用を開始し、令和10年度に本格運用を開始する予定）	現在は紙媒体のやりとり
自然災害時における 情 報 連 携 シ ス テ ム		?	広域災害救急医療情報システム(EMIS(J-SPEED))	オンライン資格確認等システム（災害時医療情報閲覧機能利用可）	現在は紙媒体のやりとり（介護情報基盤については、災害時における例外的な活用を検討中）	現在は紙媒体のやりとり
國民保護事案において 使 用 可 能 な 情 報 連 携 シ ス テ ム (現時点で活用可能なもの、または活用が検討できるもの)		避難確認書のQRカード	広域災害救急医療情報システム等 (國民保護事案において活用することの適否、具体運用について検討が必要)	オンライン資格確認等システム (現時点でマイナンバーカードを医療機関に持参した場合には活用可能、災害時医療情報閲覧機能については例外的な利用検討が必要)	介護情報基盤 (災害時における例外的な活用を検討中。國民保護事案については別途検討が必要。)	該当システムなし

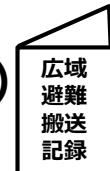
- 避難の各段階において必要となる要配慮者に関する情報について整理
- 特に避難開始前及び避難誘導中において、可能な限りシンプルかつ迅速に情報収集、共有を行う必要
- 避難完了後においては、中長期の支援を想定した情報共有体制の検討が必要

## 避難開始前

### 搬送調整のための情報収集

医療、介護及び障害福祉に関する情報について、搬送調整に必要な情報（※）の収集を実施。  
※搬送先マッチングに必要な情報、搬送時に必要な資機材の情報等

#### 【情報連携ツールの一例】 ・広域避難搬送記録（仮称）



※広域避難搬送記録：

要配慮者の広域避難のため、搬送支援に必要な情報に加え、J-SPEED方式を取り入れた搬送記録様式

## 避難誘導中

### 健康状態の動態管理

避難当日及び避難中における健康状態について、**広域避難搬送記録（仮称）**に記録。

#### 【情報連携ツールの一例】

- ・広域避難搬送記録（仮称）
- ・住民避難QRシステム



## 避難完了後

### 中長期の要配慮者支援

避難先施設において、中長期的な医療、介護福祉の対応を実施するため、広域避難搬送記録（仮称）より詳細な要配慮者に関する情報が必要。

#### 【情報連携ツールの一例】

- ・（P）

→避難元の医療・介護福祉情報システムと連動した情報共有システムの活用

先行して検討

# 避難時における要配慮者情報の共有方法の一案

## 訓練用

## 広域避難搬送記録を活用した要配慮者に関する情報収集・共有

- 都道府県をまたぐ広域避難搬送において避難対象者の健康状態や支援ニーズに関する情報を迅速かつ簡潔に収集・共有することが可能
  - J-SPEED方式の活用により、避難元地域の要配慮者施設や避難先の避難所等施設における医療・介護支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、必要な支援や公衆衛生活動につなげる事が可能
  - 情報共有を円滑に行い、また情報誤認を未然に防ぐため、統一様式を作成
  - 様式は医療者でなくとも要配慮者の状態を把握・評価し記載できるものを検討
  - 初回は手書きで記載、要配慮者情報登録センター等においてPDFスキャンまたはOCRにてデータ化し、紙媒体と電子データの併用により情報共有

## 広域避難搬送記録様式

北海道保健師会連合会 Web-2011.11

月次会報 湿疹・蕁麻疹・特発性湿疹・苦虫病

[検索]

[1 / 1 頁]

1. 症状登録項目	箇箇-1回用	周	月	季	( )	年
2. 対象者情報	対象者名 性別 年齢 登録ID					
3. 既往歴	既往歴、既往疾患、既往接種歴、薬歴等、一件既往歴用、空欄用					
4. 症状登録	症状ID	症状	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID
	症 状	既往	既往	既往	既往	既往
	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID
	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID
	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID
5. 症状登録	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID
	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID
	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID
	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID	既往登録ID
6. 症状登録	(1)生活例-かかづけ医師					
	生活例登録名					
	生活例登録名					
	連絡専用					
	(2)医療機関登録					
	(3)医療機関登録					
	(4)医療機関登録					
7. 症状登録						
8. 症状登録						

### A3表

4

A3裏

2

二つ折

1/4ページ

2/4ページ

3/4ページ

4/4へ

# 避難時における要配慮者情報の共有方法の一案

訓練用

## 広域避難搬送記録を活用した要配慮者に関する情報収集・共有方法

### 【避難開始前】

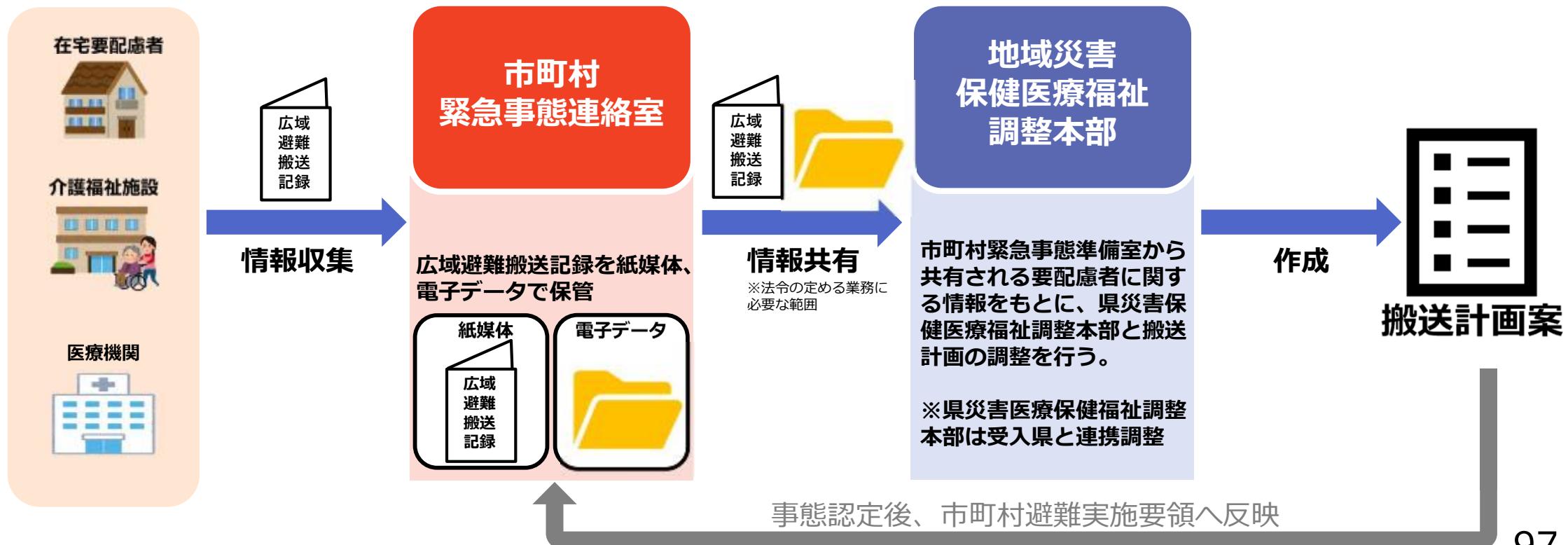
- 市町村において、広域避難搬送記録様式を活用し、事前に要配慮者に関する情報の収集作業を実施

#### 収集方法の例

- ・在宅：市町村福祉部局職員、地域医師会等
- ・施設入所者：施設職員
- ・医療機関入院患者：入院医療機関職員

- 広域避難搬送記録様式を市町村緊急事態連絡室において集約し、地域災害保健医療福祉調整本部と連携し搬送計画の素案を作成

同時に、様式の電子データ化（P D FスキャンまたはO C R）を実施



# 避難時における要配慮者情報の共有方法の一案

訓練用

## 広域避難搬送記録を活用した要配慮者に関する情報収集・共有方法

### 【避難開始後】

- 救護所機能施設において医師により確認した健康状態を、避難開始前に作成した広域避難搬送記録様式へ追記し、要配慮者(またはその付添者)へ交付(交付前にもPDFスキャン又はOCRによりデータ化)
- 要配慮者(またはその付添者)は、広域避難搬送記録を携行し避難。避難中において健康状態に変化があった場合は、対応した医療従事者等により搬送記録へ適宜記録を実施  
※対応した医療従事者等は保健医療福祉調整本部への情報共有も行う。
- 避難施設到着後、医療従事者等は広域避難搬送記録の情報を元に要配慮者への対応を実施。

### 救護所機能施設

医師等により、避難当日の要配慮者の健康状態を確認し、  
・搬送手段の最終確認  
・広域避難搬送記録への記入  
を行う

※記録した広域避難搬送記録は  
要配慮者への交付前にデータ化

SCU  
機能  
施設

避難元  
空港・  
港湾等

SCU  
機能  
施設

### 避難施設

要配慮者が携行している広域  
避難搬送記録の情報から、避  
難施設において当面必要とな  
る医療的・介護的支援を決定

※必要に応じて避難中帯同して  
いた医師から直接の申し送りを  
行う

当日健康  
状態確認  
→  
広域  
避難  
搬送  
記録  
→  
要配慮者

必要に応じ  
情報連携

提出  
→  
広域  
避難  
搬送  
記録  
→  
要配慮者

避難中における健康状態の変化があった場合は、帯同している医師等が要配慮者が携行している広域避難搬送記録へ記入

## 広域避難搬送記録を活用した要配慮者に関する情報収集・共有方法

### 【課題の洗い出し】

#### ○ 様式の項目や内容の精査

- ・避難開始前の情報収集の段階で必要となる情報の整理（記載必須項目を可視化する等）
- ・医療者でなくとも記載可能な情報の整理
- ・避難開始前における搬送調整に必要となる情報整理

※送り出しに必要な情報に絞って整理し、避難施設到着後の中長期的な医療・介護支援に必要な情報とは区別する

#### ○ 記録用紙の取扱い

- ・運用マニュアルの検討  
(初回作成時の手順、作成された記録のデータ化及び管理方法、紙媒体とデータの併用可否)

#### ・記録を作成する要配慮者の範囲

全要配慮者分作成することは難しい可能性  
→作成は医療が必要な要配慮者のみに限定、付添いのみの支援（独歩1・2）  
であれば別の情報共有体制を検討する

#### ○ 他の情報共有ツールとの連携

- ・住民避難Q Rシステムとの連携可能性検討
- ・J-SPEED方式によるデータ集積システムの検討（自然災害対応ではEMISに実装済）

- 厚生労働省や医療関係者からの意見を踏まえ、避難時における傷病者の域外搬送手段の最終判断を行うポイントとして「救護所」の機能をJHTC、医療機関等に置き、その後、航空機・船舶に搭乗するまでの医療的ケアを行うポイントとして「SCU」の機能を空港等に置く一案を前回（第X+2回）会議において作成

## 救護所機能

- 災害時に、市町村又は県等が医療救護班の協力を得て被災地の近傍の避難所、体育館等既設の建物又はテントなどの施設に設置し、傷病者のトリアージ、応急処置、後方医療施設への搬送の要否の決定等を行うもの。  
(参照：沖縄県災害医療マニュアル（平成31年3月29日改正）「医療救護所」) ←要更新
- 本訓練においては、**主な役割として、要配慮者避難の域外搬送手段の最終判断を行う**ことを想定。  
また、**必要に応じ、体調が悪化した方への応急処置も行う。**
- 設置場所（案）としては、以下のパターン等が考えられる。

設置場所（案）	想定されるメリット	想定されるデメリット	想定される課題
① JHTC	 <ul style="list-style-type: none"> <li>早い段階で在宅要配慮者の搬送手段振分けの変更が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療資材の移動及び搬入が必要</li> <li>JHTCでの登録処理時間が延長する可能性あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態に配慮した環境が用意できるか。（設置場所）</li> </ul>
② 医療機関（併設）	 <ul style="list-style-type: none"> <li>設置する医療機関との連携充実が期待できる。</li> <li>設置する医療機関から人員及び医療資機材の融通が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関がひっ迫するおそれあり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態に配慮した環境が用意できるか。（設置場所）</li> <li>在宅要配慮者の避難ルートの再検討が必要</li> </ul>

# 【参考】要配慮者避難におけるSCU機能

訓練用

- 厚生労働省や医療関係者からの意見を踏まえ、避難時における傷病者の域外搬送手段の最終判断を行うポイントとして「救護所」の機能をJHTCまたは医療機関に置き、その後、航空機・船舶に搭乗するまでの医療的ケアを行うポイントとして「SCU」の機能を空港等に置く一案を前回（第X+2回）会議において作成（前頁同）

## SCU機能

※SCU：ステージングケアユニット、広域医療搬送拠点臨時医療施設

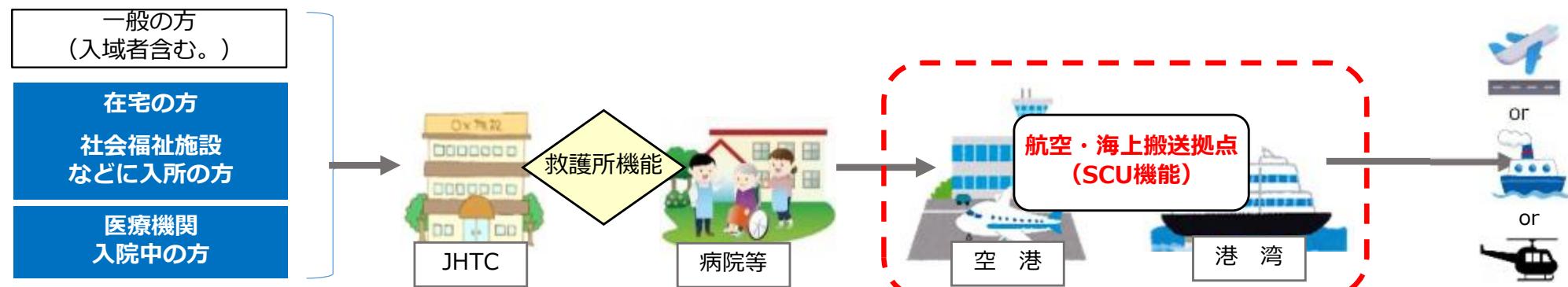
- 「SCU」とは、航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するため、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して都道府県により設置されるもの。（参照：日本DMAT活動要領）
- **各搬送拠点（空港、港湾、ヘリポート等）から航空機又は船舶へ搭乗するまでの間、医療処置を継続して行う必要がある方への対処や、症状増悪等の体調が急変した避難者への応急処置を行うことを想定。**

→医師、看護師を一定数配置する必要がある。また、急性期における医療処置が可能な医師・看護師の配置が望ましい。

＜参考＞

広域医療搬送…国が各機関協力の下、自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

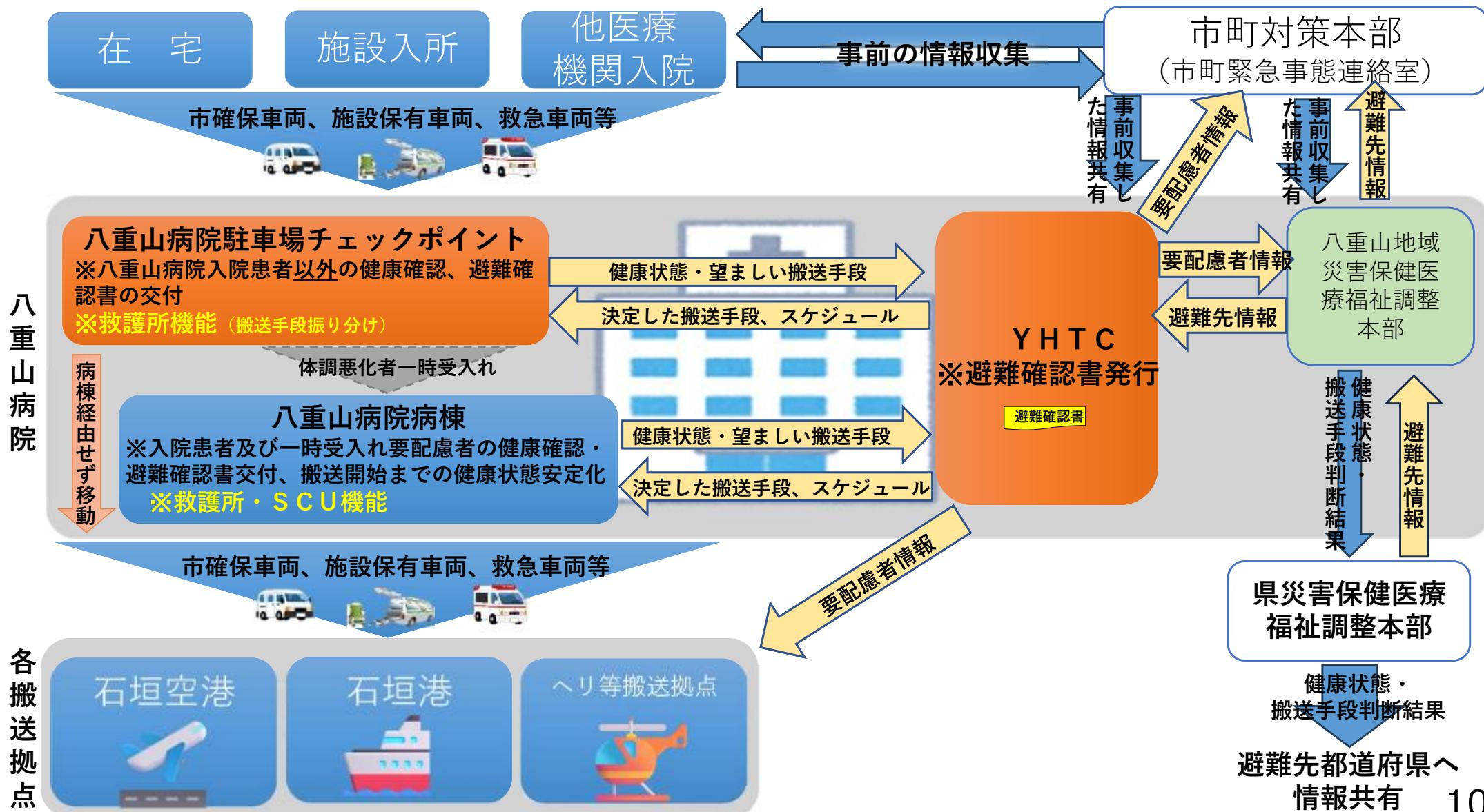
地域医療搬送…被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるもの含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。



# 石垣市における要配慮者避難要領（案）の概要～要配慮者避難の概要フロー～

訓練用

- 要配慮者の健康状態を事前確認し、搬送手段や受入施設の最終判断を避難当日に行う拠点（救護所機能）として、県立八重山病院駐車場にチェックポイントを設置。  
※同病院入院患者は病棟内で健康状態を確認。また、自力移動可能な入院患者等は事前に退院させ、健常者と同様の避難経路とする。
- チェックポイント及び同病院内における健康状態及び搬送手段確認結果について、病院内に設置する「要配慮者避難登録センター（YHTC）」にて情報をとりまとめ、市町対策本部、県（地域）災害保健医療福祉調整本部及び各搬送拠点へ情報共有。



健康状態・  
搬送手段判断結果

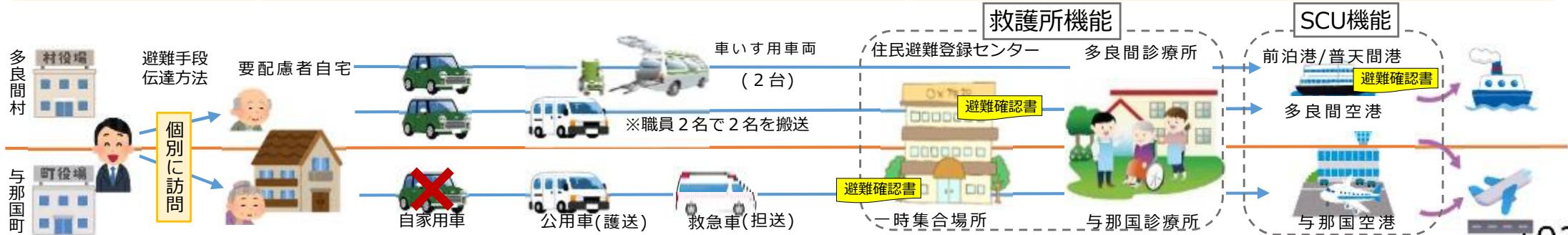
避難先都道府県へ  
情報共有 102

# 在宅要配慮者の避難に係る検討の概要 (多良間村・与那国町)

訓練用

- 与那国町及び多良間村において、在宅要配慮者の避難に係る事項について先行して整理
- 医療機関・社会福祉施設からの避難と異なる点として、自宅からの避難手段の伝達方法や移動（搬送）手段等がポイントとなるため、下表の項目について検討

検討項目	多良間村の検討結果	与那国町の検討結果
避難手段の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶避難者：個別に訪問し本人・家族へ説明を行う 該当者6名の登録は出港ターミナルにて実施</li> <li>航空機避難者：一般住民と同様とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別に訪問し本人・家族へ説明を行う（該当者10名）</li> <li>一般住民と同様に航空機での避難とする</li> </ul>
自家用車の使用可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶避難者：港まで自家用車の使用を認める（駐車可）</li> <li>航空機避難者：家族又は役場職員の運転で登録センター付近で降車を認める（自家用車は自宅へ戻る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役場職員の運転する公用車で避難し、自家用車は使用しない (※公用車=救急車、社会福祉協議会及び役場車両)</li> </ul>
ピックアップ、搬送等のための車両確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶避難者：車いす利用者は社会福祉協議会の車イス用車両（2台）を利用</li> <li>航空機避難者：役場公用車両にて対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担送の方：救急車（役場車両）により避難</li> <li>護送の方：社会福祉協議会及び役場車両を利用</li> </ul>
ピックアップ要員（市町村消防の参加）	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団員との話し合いは未実施</li> <li>ピックアップ用車両は乗用車を想定。1台あたり役場職員2名（運転手、介助者）、後部座席に避難者2名を想定</li> <li>観光振興課、教育委員会、土木建設課、住民福祉課 4台×2人 = 8人 * 2回転 = 16名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の対応に消防団は対応しない</li> <li>長寿福祉課の要員で対応可能 (※ 1便に最大2名の要配慮者の搭乗を想定)</li> </ul>
救護所、SCU機能の設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護所：沖縄県立宮古病院多良間診療所を想定</li> <li>SCU：前泊港／普天間港、多良間空港</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護所：与那国診療所を想定</li> <li>SCU：与那国空港</li> </ul>
避難確認書の交付方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶避難者：予め確認書を用意し乗船時に交付（手渡し）</li> <li>航空機避難者：一般避難者同様、住民避難登録センターにて交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般避難者同様一時集合場所にて交付</li> </ul>



- 在宅酸素療法患者の負担軽減及び船舶確保状況、船舶避難での資機材確保の困難性を考慮し、先島地域から九州・山口への避難については可能な限り航空機での避難を検討（前回（第X+2回）会議までは船舶避難）

## 【先島地域における在宅酸素療法患者の状況】 ※医療機器メーカー情報等より作成

- 在宅酸素療法患者のリスト作成は可能（ただし、個人情報の取扱いに留意）
  - ・ 個人の状況にもよるが、在宅酸素療法患者は平素から停電時に備えて500Lの酸素ボンベ2本程度保有
  - ・ 呼吸同調酸素供給調節器は8割程度の患者が持っております、搬送中に400Lボンベを使用するのであれば当該機器使用によりボンベ1本につき5時間程度対応可と思われる。ただし、個人差があるため、症例ごとの確認が必要。
    - ※ 現在上記機器を持っていない方はそもそも吸気が弱く、呼吸同調器の使用は難しい可能性あり
  - ・ 先島地域内において酸素ボンベ充填を行える施設はなく、使用可能ボンベは本島から船舶輸送が必要

## 【在宅酸素療法患者の避難に係る対応方針（案）】

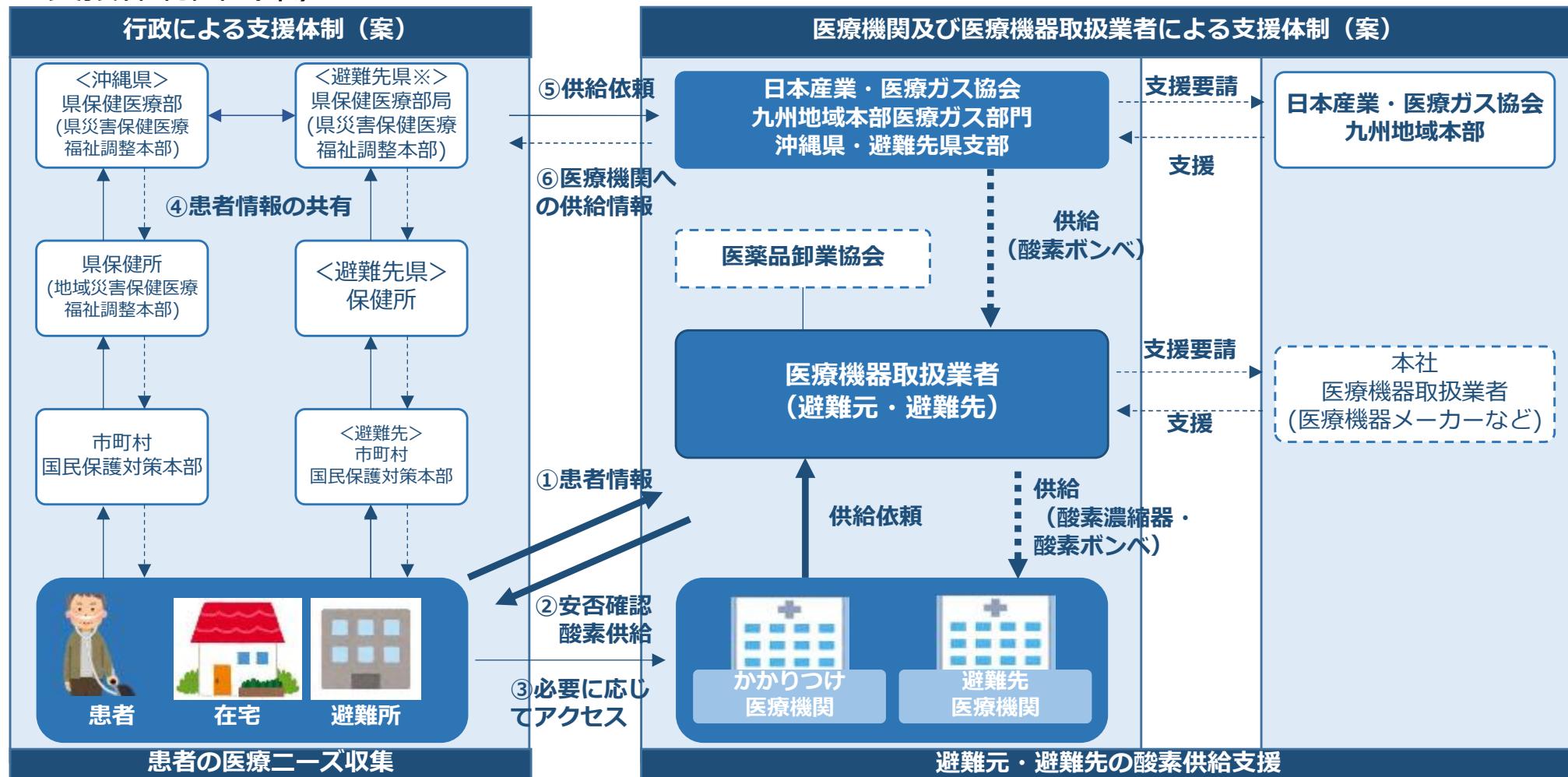
- 現在保有している機材を自宅から搭乗まで活用した航空機避難を第一に検討
  - ・ 基本的な要領として、航空機搭乗までの避難においては平時から各人に停電用に配置されている500Lボンベを使用し、搭乗後は各人航空機搭載可能な400L酸素ボンベ2本、キャリー及び同調器を確保することにより、先島から福岡空港、鹿児島空港までの避難を実施
    - ※ 実際には患者ごとの個別対応が必要、あくまで基本的な考え方として整理
  - ・ 平時から配置されているボンベで不足する場合や、機内持込み可能ボンベの不足に備え、関係機関の連携体制を構築
  - ・ 経由する空港におけるボンベ交換拠点を整備する必要
  - ・ 携帯用濃縮器使用患者も一定数存在することを想定し、避難準備段階において当該患者の数、使用している機材について把握し、機内持ち込み対応やバッテリーの確保について事前調整を実施
  - ・ 移動中（ボンベではなく）携帯用酸素濃縮器で対応可能な患者の有無について調査

# 在宅酸素療法患者の避難に係る対応方針（案）

訓練用

- 事前に情報収集した内容に基づき搬送計画（案）を作成し避難（搬送）する
- 患者本人が保有する酸素ボンベまたは携帯用酸素濃縮器を携行し航空機により避難し、さらに避難先においても在宅酸素療法が可能な環境を確保する
- 避難元と避難先の県、市町村、医療機関、医療機器取扱業者及び患者本人は、緊密に連携し、迅速に避難に関するニーズに対応する

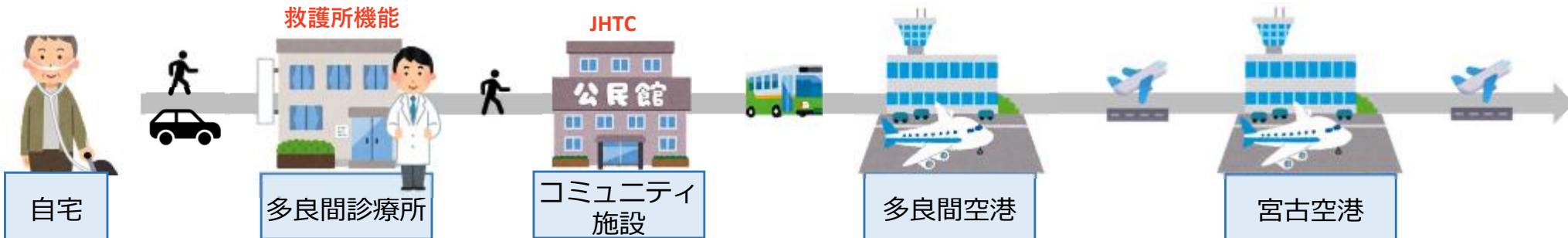
## ＜支援体制図（案）＞



## I 平素の備え

- 可能な範囲で予備の酸素ボンベや携帯用酸素ボンベを確保し、必要な支援について把握。
- 避難時には不安からパニック状態になると呼吸数が増加し、酸素消費量も増えるため腹式呼吸などの呼吸法の練習をしておくこと。
- 酸素ボンベ→携帯用濃縮器への切り替えの練習をしておくこと。
- 医療機器取扱業者、かかりつけ医の連絡先を確認しておくこと。 等々

<避難の流れ（案）>



## II 検討・調整フェーズ

- 機内持込み可能な酸素ボンベ、携帯用濃縮器の有無、仕様確認
  - 酸素ボンベ→酸素濃縮器の切替の練習
  - 医療機器取扱業者から避難時の酸素ボンベを確保
  - 普段使いの酸素濃縮器の保守点検も依頼
  - 避難時に酸素ボンベが不足する場合又は携帯用濃縮器が破損した場合のバックアップも見据えた代替手段の確保
- ※手荷物要件の緩和を想定。

## III 実行フェーズ

- 普段使いの酸素ボンベ、携帯用濃縮器を持参
- <避難手順>
- 自宅 ~ 多良間診療所
    - ↓徒歩、自家用車又は役場公用車
  - 多良間診療所 <健康状態確認、診断書の受理>
    - ↓徒歩
  - コミュニティ施設 <ボンベ仕様書提出、航空会社へ登録>
    - ↓乗合バス
  - 多良間空港
    - ↓航空機
  - 宮古空港
    - ↓航空機
  - 避難先へ

# 精神疾患患者の避難に係る検討

訓練用

- 原則として精神疾患患者は、搬送区分（7分類）のうち独歩1～担送1に分類
- 独歩1～護送2の要配慮者は航空機による搬送が想定されているが、精神科関連患者においては、次のリスクも想定されることから、護送1・2であっても船舶による搬送を検討
  - ① 付添者数増加
  - ② 機内トラブル

区分	定義
独歩1	<ul style="list-style-type: none"><li>誘導があれば一人で移動できる</li><li>階段の昇降が一人でできる</li><li>指示に従える</li></ul>
独歩2	<ul style="list-style-type: none"><li>介助があれば歩行可能／見守りが必要</li></ul>
護送1	<ul style="list-style-type: none"><li>座位可能で、航空機移動に耐えられる</li><li>医療行為はないがなんらかの介助が必要</li></ul>
護送2	<ul style="list-style-type: none"><li>座位可能で、航空機移動に耐えられる</li><li>点滴や吸引、酸素投与など（医師）看護師の添乗が必要</li></ul>
担送1	<ul style="list-style-type: none"><li>長時間座位不可を含む、担架搬送が必要なもの</li><li>医師看護師の付き添いは必須ではないが、介護は必要</li></ul>
担送2	<ul style="list-style-type: none"><li>長時間座位不可を含む、担架搬送が必要なもの</li><li>点滴や吸引、酸素投与の他、様々な医療機器が装着され、病棟レベルの医療の継続が必要</li><li>医師看護師の添乗が必要</li></ul>
担送3	<ul style="list-style-type: none"><li>人工呼吸器が装着されている</li><li>重篤疾患で個別搬送が必要</li><li>医師看護師チームの添乗が必要</li></ul>

- 精神疾患患者の避難誘導における課題について、下表のとおり整理
- 精神疾患患者は行動制限などの特別な配慮が必要となる場合が想定されるため、各課題への対応方針について精神医療関係者と事前のすり合わせが重要
- 搬送区分については、次の3点を判断基準とし、精神疾患罹患者に伴う航空機離発着の遅延など、**搬送計画に支障をきたさないことを念頭に分類**
  - ① 同伴者の有無（家族・支援者）
  - ② 指示行動の可否（※航空機内でシートベルト着用指示、飛行中の着座指示等）
  - ③ 自傷・他害リスクの有無（※行動制限の有無等）

① トリアージ	多くの患者は、環境変化に脆弱であり、搬送開始時に状態変化が生じることが予測されるため、直前の再トリアージが必須であり、トリアージポスト（診察場所）の確保や、 <u>専門的な判断を行う人材の確保</u> 。
② 事前共有	搬送区分の分類について、関係機関と事前の情報共有が必須。 入院患者は医療従事者による事前トリアージが可能であり、入院患者の <u>情報共有体制の確立</u> 。（宮古病院、八重山病院入院患者の分類情報共有・更新体制）
③ 概数把握	障害者手帳や自立支援等による情報を用いても、実際の病状との乖離が予測されるため、事前の地域在住患者の搬送分類や、概数把握手段の検討。
④ 搬送資源	入院患者の多数が船舶移送になると考えられ、精神疾患患者に利用できる船舶などの搬送資源確保。
⑤ 付添者	搬送区分が護送1以上に分類される患者搬送において、 <u>必要付添者人数の算出、人員確保</u> 。
⑥ 搬送困難事例対応	<p><b>【地域在住者】</b> 未治療者、長期治療中断者、在宅不定期通院者、知的障害児（者）、周辺症状顕著な認知症、アルコール依存症（離脱せん妄）など</p> <p><b>【入院患者】</b> 未成年の医療保護入院者、移送拒否の入院患者 など</p> <p>※ <b>上記の困難事例対象者の確認、対応人員の確保</b></p>
⑦ 精神保健福祉法	非自発的入院者の取り扱い。（搬送後の患者集約や、転院手続きなど）

### 3 市町村避難実施要領の精緻化

## 1 前回（第X+2回）会議までの調整状況

### （1）広域避難の検討状況なども踏まえて、各市町村で避難実施要領を検討。

- ア 「避難（輸送）経路の設定」、「住民避難登録センターの運用」について、要配慮者避難のモデル施設における検討や在宅要配慮者の避難検討、実地確認を踏まえてJHTCの要領の精緻化を実施
- イ 検討着手の状況が様々であった「ライフラインの確保・維持」、「住民避難に係る職員等配置」、「家畜・ペットの取扱い」については、全市町村において検討を実施
- ウ 船舶による搬送の具体化に向けて、候補岸壁の選定や船舶に乗船するまでの避難誘導の一案を作成
- エ 「住民広報（住民意見交換会等）」の実施については、石垣市、与那国町において、住民意見交換会を実施

## 2 前回（第X+2回）会議以降の調整内容 （今回調整事項）

### （1）広域避難の検討状況の進捗も踏まえて、各市町村で避難実施要領の精緻化を実施。

- ア 宮古空港実地確認を踏まえた避難誘導動線の整理（宮古島市）
- イ オープンハウス型住民意見交換会を実施（宮古島市）
- ウ 県立八重山病院を中心とした要配慮者避難要領の一案を作成（石垣市）
- エ 避難完了に係る確認方法等について一案を作成（与那国町）
- オ 要配慮者の属性等に応じた搬送手段（島内・島外）を作成（各市町村）
- カ ライフラインの平素における体制及び避難の流れを整理（各市町村）